

平成25年3月第18回亙理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成25年3月4日第18回亙理町議会定例会は、亙理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（16名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	11 番	四宮規彦
12 番	高野進	13 番	熊澤勇
14 番	佐藤アヤ	16 番	鞠子幸則
17 番	佐藤實	18 番	安細隆之

○ 不応招議員（1名）

10 番 渡邊健一

○ 出席議員（16名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
企画財政課 復興管理 専門官	山 中 松 樹	用地対策課長	佐々木人見
税務課長	佐 藤 邦 彦	町民生活課長	鈴木邦彦
福祉課長	阿 部 清 茂	被災者支援課長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木利久	農林水産課長 農業委員会 事務局長	東 常 太 郎
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課 長	酒 井 庄 市	都市建設課長	日 下 初 夫
会計管理者 会計課長	高 橋 伸 幸	上下水道課長	作 間 行 雄
学務課長	齋 藤 良 一	教育課長	岩 城 敏 夫
代表監査 委 員	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	鈴木久子
	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長諸報告

日程第 3 議案第19号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第20号 亶理町暴力団排除条例

日程第 5 議案第21号 亶理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第22号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第 7 議案第23号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第 8 議案第24号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

日程第 9 議案第25号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第26号 亶理町道路の構造の技術的基準等を定める条例

日程第11 議案第27号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

日程第12 議案第28号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第29号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園

施設の設置に関する基準を定める条例

- 日程第 1 4 議案第 3 0 号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 3 1 号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 3 2 号 物品購入契約の締結について（平成 2 4 年度 亶理町立荒浜小学校被災備品購入事業）
- 日程第 1 7 議案第 3 3 号 物品購入契約の締結について（平成 2 4 年度 農業用機械施設（田植機）整備事業（復交））
- 日程第 1 8 議案第 3 4 号 物品購入契約の締結について（平成 2 4 年度 農業用機械施設（トラクター）整備事業（復交））
- 日程第 1 9 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度（復交）割山採取場拡張工事）
- 日程第 2 0 議案第 3 6 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 4 年度亶理町災害公営集合住宅（荒浜）整地工事（復交））
- 日程第 2 1 議案第 3 7 号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地））
- 日程第 2 1 議案第 3 8 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 2 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度亶理町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 3 議案第 4 0 号 平成 2 4 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 5 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 4

号)

日程第29 議案第46号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第30 議案第47号 亶理名取共立衛生処理組合理約の変更について

日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

て

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、10番渡邊健一議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番 四宮規彦議員、12番 高野 進議員を指名いたします。

日程第2 議案第19号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第19号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔議案末尾掲載〕

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の一部条例改正につきましては、昨年8月に人事院より50歳代の後半層にお

ける昇給制度の見直しが勧告されたことに伴いまして、本町の一般職員の昇給制度を抑制するという一方で、特に55歳を超える職員の昇給停止の措置を講ずるための条例の改正でございます。

新旧対照表がございますので、資料のほうをお開きいただきたいと思います。現行が右側で、改正後が左側になっております。こちらのほうで概要を説明させていただきます。第4条第6項でございます。これにつきましては初任給、昇給、昇格等の基準を定めたものでございますが、第6項については現行から改正後に加えるものでございまして、前項の規定により職員の次に55歳を超える職員を除く以下の項において同じという括弧書きを今回加えるということでございます。

その次に、第7項におきまして大幅に改正するわけでございますが、改正内容については55歳を超える職員の第5項の規定による昇給。第5項で規定しているのは、1年におけるその者の勤務成績に応じて規則では4号俸を昇給するという規定でございます。期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である職員、次のページに入りますが、または特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものという内容で改正をするものでございます。ですから、基本的には56歳になりますと昇給が停止して昇給ゼロということで、それ以下の職員については従前どおりの4号俸定期昇給をするという内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありましたとおり、56歳以降は昇給停止となりますけれども、対象人員は何人で、全体に占める割合は何%か。それと、現時点で昇給停止しない場合と昇給停止した場合で総額でどのくらいの削減額になるのか。また1人当たりの平均はどのくらい減少するのか。これをまず述べてください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在対象者数でございますが、人数にしますと、正確な数字はこちらのほうに手持ちございませんけれども、基本的には課長級の職員の数の大半が対象職員なのかなと考えています。ですから、大体5%から6%の数字で推移していると思います。

削減額についてですけれども、年齢が55歳以上になりますと1号俸当たりの昇給が大体800円前後ということでございますので、それらについて現在は2号俸をアップしておりますので、1,600円くらいということで計算しますと、年間にしても単純にそんなに大きな額ではないと認識しております。

あと、詳細の資料については後で資料提示させていただきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 職員の給与に関する条例の一部改正に関連して、御存じのとおり国家公務員は12年、13年度は復興財源の確保ということで平均7.8%の給与削減されております。これに合わせて4月から地方公務員も削減される予定になっておりますけれども、しかし、国家公務員よりも給与が低い自治体は削減しなくてもいいと、国家公務員を100とした場合99とか98は削減しなくていいとなっておりますけれども、互理の一般職員の給与そのものは国家公務員と比べてどうなっておりますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在国家公務員が100とした場合、本町の職員についてはかなりの格差がございまして、ラスパイレス指数でいうと国家公務員が100であれば本町の職員については、平成24年の4月1日現在の数字で申し上げますと99.9%ということでございますが、実際にはこの数字というのは国のほうから7.8%を加えた数字ということで99.9%ということで現在国のほうには報告しているところでございます。基本的には92.1%ということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけ。職員の皆さんの賃金、大きく賃金にかかわる問題として退職金削減がされる予定ですが、これはどこで決めるんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 退職金に関しましては、構成市町、仙台市と宮城県を除くそれ以外の市町村と事務組合関係でございますが、宮城県市町村職員退職手当組合のほうで条例で定めておりますので、そこで決定する内容になっております。

ちなみに、本町の齋藤町長は退職手当組合の組合長も兼務しております。以上で

ございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 第4条の6項、7項ですね。特に勤務成績が極めて良好な職員については、この適用を除外するんだということですが、具体的に勤務成績の良好な職員とは誰がどのように判断してどういうことで優秀なのかとわかるように説明をしていただきたい。それが1点。

もう1点は該当する人員はあるのかどうか。条例が改正した場合に該当者が何人くらいおるのか、予測される人員、これをお願いします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） ただいまの第7項のただし書き以降でございますが、特に勤務成績の良好な場合、極めて良好な場合という判断の2つがございます。特に良好な場合というのは基本的には1号俸を昇給させることができる。極めて良好な場合というのは2号俸を昇給させることができる。ただ、これはあくまでも県国等で行っているのは人事評価をやっているところの自治体に関してはその基準に従うことはできるという判断でございますので、本町ではなかなか県内でも人事評価システムを導入させて評価してもなかなかふぐあいが発生するというので、うまく活用され、運用されている状況は余りお話は聞いておりませんが、本町ではその評価システムは導入されておりませんので、基本的にはあくまでも昇給の決定権は管理者にありますので、管理者の判断になるかと思っておりますけれども、基本的には2問目で質問があるように、今後該当する職員はあるのかと言われた場合には今の想定上から言えないんじゃないかと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 本町では、評価システムといいますか、それを導入していないということであればこの条例の7項は私は必要ないんじゃないかなと思うわけですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今後いろいろな問題で、昇給制度がなくとも年齢に応じて例えば給料面がどうしても逆転するとか、要職に置かれてとかそういう面もなきにしもあらずでございますので、今後のことについてやはり弾力的な対応をしていただきました。

いということで、抑制施策でございますので、本町としてはやはりこれは必要ではないかと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第20号 亶理町暴力団排除条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第20号 亶理町暴力団排除条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書2ページでございます。

議案第20号 亶理町暴力団排除条例の制定でございます。新規条例でございますので、全文を朗読させていただきます。

今回の暴力団排除条例の制定でございますが、現在町営住宅等の入居に関する資格、工事関係では入札参加など暴力団の関与を制限する個別的な条例、要綱で対応しておりますが、新たに今回条例制定する理由、内容については復興事業を見越して人の流入が非常に活発になっておりまして、暴力団絡みの不当行為が懸念される

ことから県内全市町の35市町村が条例を制定するというので、県のほうの要請もございまして本町も制定するものでございます。

それでは、条文からご説明申し上げます。

第1条（目的） この条例は、町からの暴力団排除に関して基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより暴力団排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、及び町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団排除 町内において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条第3項に規定する暴力団排除活動を促進し及び公共工事等における措置等を講ずることにより、暴力団により町民の生活及び事業活動に生じ、または生ずるおそれがある不当な影響を排除することをいう。

（2）暴力団 法第2条第2項に規定する暴力団をいう。これは、法律で定めている定義でございます。

（3）暴力団員 法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。

（4）暴力団員等、次のいずれかに該当するものをいう。

ア暴力団員。

イ暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

ウ法人その他の団体であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）のうちにアまたはイいずれかに該当する者があるもの。

（5）暴力団排除活動、暴力団排除のための活動をいう。

（6）県暴力追放運動推進センター等 法第32条の3第1項の規定により公安委員会から宮城県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体をいう。

(7) 公共事業等、町が発注する建設工事その他の町の事務または事業をいう。

第3条は基本理念を定めております、はっきりと。暴力団排除は社会全体として暴力団が町民生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

第4条(町の責務) 町は前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県暴力追放運動推進センター等との連携を図りながら暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

第5条(町民等の役割) 町民及び事業者(以下「町民等」という。)は基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に相互の連携協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条(公共工事等における措置) 町は公共工事等により暴力団を利することにならないよう、暴力団員等を町が実施する入札等に参加させないこと、その他の公共工事等からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるものとする。

第2項 町は公共工事等に係る契約において当該契約の相手方が暴力団員等を下請契約(当該契約に係る業務の全部もしくは一部の受注または当該業務に関連する資材その他の物品納入もしくは役務の提供の受け入れに係る契約をいう、以下同じ。)の相手方としないことその他の暴力団排除のために必要な措置を講ずる旨を定めるものとする。

第3項 町は公共工事等に係る契約において当該契約(下請契約を含む。以下この項において同じ。)の相手方が当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、県に報告するとともに、所轄警察署に通報することその他暴力団排除のために必要な協力を行う旨を定めるものとする。

第7条(公共施設における措置) 町長もしくは教育委員会または指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう)は、次のページに入りますが、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときには互理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例(平成21年互理町条例第27号)に定めるもののほか、当該公共

施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公共施設の利用の許可もしくは承認をせずまたは既にした当該利用許可もしくは承認を取り消すなどの使用制限に関する処分を行うことができるものとする。

第8条（暴力団排除活動に対する支援） 町は町民が暴力団排除活動に自主的にかつ相互に連携協力を図りながら取り組むことができるよう、町民に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

第9条（管轄警察署との連携等） 町は、前条に規定する支援を講ずるに当たって管轄警察署との連携を図るものとする。

第2項 町は、暴力団排除活動にかかわったことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者の安全を確保するため、管轄警察署に対し警察官による保護を依頼するなど必要な措置を講ずるものとする。

第10条（訴訟の援助） 町は、暴力団事務所の使用の差しとめの請求、暴力団員等がした不法行為に基づく損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって暴力団排除に資すると認められるものを提起し、または提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し情報の提供その他の必要な援助を行うことができる。

第11条（啓発活動） 町は、町民が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう暴力団の活動実態等に関する広報活動、暴力団排除の機運に醸成するための集会の開催、その他の啓発活動を行うものとする。

第12条（県及び他の市町村との連携） 町は、町民が暴力団排除に関する施策の推進に当たっては、県及び他の市町村との連携を図るものとする。

第13条（青少年に対する助言等） 町民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において青少年に対し助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第14条（委任） この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わりますが、ご審議方よろしくお願ひします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 若干細いんですけども、用語ですね。2条、意義でなくて定義ではないのかということですね。13条、職域とありますけれども、これは職場ではないのか、この2点について。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず、第1点目の法第2条第2項の規定については法律での定義でございますので、これについてはそれぞれ準則を参考にさせてつくったものがございますので、この内容で他の市町村も議決しておりますので、問題がないと考えています。そういうことから、第13条についても2行目で地域職域等ということでございますので、これについての用語についても間違いないと認識しております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 第6条、これは公共工事等における措置なんですね。これは町が発注する工事を、公共工事などについて暴力団が介入することができないような措置をとると、主にはそうなんですね。仮に暴力団が介入したときに事業者への処罰は規定されていないんですね、ここでは。これはどうなっているんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 町の条例については、処罰関係については国とかの上位法の法律がございますので、そちらのほうで規定されておりますので、町の条例ではその辺は含めていないということでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけ。第10条です。その他必要な援助、情報提供するとありますけれども、その他必要な援助というのはどういうことなんですか、具体的に。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第10条については訴訟関係、暴力団によっていろいろな損害賠償が、損害が発生したということでの請求でございますので、町が持っている情報について具体的に援助するという形でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 例えの話で悪いんですけども、暴力団という関係の方々の方々の町の仕事の請負で入っているか入っていないかなかなか判断つかない。そうした場合、町が判断がつかないうちに契約をしてしまった。そうした場合後からこの中に暴力団らしき者がいたと判明して、そうした場合の工事の契約は解除できるのかできないのか。その辺について。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 大変難しい問題だと確かに思います。ただ、今後この条例が制定されましたら、町内で構成しております災害防止協議会のほうに趣旨を徹底していただきまして、こういったことがあった場合については信用の失墜ということで指名停止もありますよということで周知を図りたいと思います。

その工事の進捗状況等にもよるとは思いますけれども、基本的にはそういった場合については契約の解除もあり得ると考えています。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号 亶理町暴力団排除条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 亶理町暴力団排除条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第21号 亶理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議 長（安細隆之君） 日程第4、議案第21号 亶理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） それでは、議案第21号 亶理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書6ページ、新旧対照表3ページをお開き願います。今回の改正につきましては、亶理名取共立衛生処理組合の規定に加え、町の条例にも委任事項を規定するために改正するものであります。

新旧対照表3ページをごらんください。第10条を第11条とし、第9条の次に、次の1条を加えます。

第10条事務の委任。一般廃棄物の収集、運搬及び処理については亶理名取共立衛生処理組合の条例の定めるところによる。

議案書6ページに戻っていただきます。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号 亶理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 亶理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す

る条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 22 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな
障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整
理に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第 5、議案第 22 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案書 7 ページになります。

議案第 22 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということでご説明を申し上げます。

この施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律につきましては、平成 24 年 6 月 20 日に可決成立し、6 月 27 日に公布されております。平成 24 年法律第 51 号ということでございますが、その中で自立支援法の一部改正が行われました。それに伴いまして、今回 2 つの条例の一部改正を行うため条例を制定するものでございます。

1 つは、互理町障害者等支援認定審査会の委員の定数等を定める条例でございます。2 つ目が、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。いずれも、先ほど申し上げた法律第 51 号で改正が行われ、法律名が変わることに伴いましての改正、それから、引用条項の繰り上げなどがございまして一部改正を行うものでございます。

それでは、資料の新旧対照表 4 ページをごらん願いたいと思います。まず、1 つ目の互理町障害者等支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の関係でございますが、第 1 条におきまして先ほど申し上げましたように法律名が変わったということで、障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律と題名が変わります。その関係で、第1条の文を改正するものでございます。

次に、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、法律の施行月日が平成25年4月1日と平成26年4月1日で2つの項目、この条例は関係がございます。その関係で、2つに分けてそれぞれ改正を行うものでございます。

まず、1点目につきましては、第10条の2第2項の関係でございますが、こちらでも法律名の文言を改正するものでございまして、障害者認定審査の関係と同様に改正するものでございます。それから一番下のほうの同じ条例の一部改正でございますが、こちら10条の2第1項第2号の関係で法律の規定が第5条第10項が削られまして、その後の条項は項が繰り上がったために引用している項につきまして第5条第12項を第5条第11項に繰り上げで改正を行うものでございます。

それから、資料の関係で新旧表の(2)一番最後の第2号ですけれども、「受けている場合に限る」の後にかぎ括弧をお願いしたいと思います。括弧が抜けておりましたので、修正をお願いしたいと思います。

それでは、議案書のほうに戻りまして附則でございますが、先ほど申し上げましたように法律の題名の改正につきましては平成25年4月1日から、条項の繰り上げにおける第3条の規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案22号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第23号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員
設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第 7 議案第24号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事
業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着
型介護予防サービスに係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第23号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び日程第7、議案第24号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の以上2件は関連がございますので、一括議題といたします。

議案第23号及び議案第24号について当局から提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 議案書の8ページからになりますけれども、議案第23号と24号についてご説明申し上げます。

議案第23号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び議案第24号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、分権一括法によりまして、介護保険法の一部改正が行われました。これまで、全国一律に厚生労働省令で定められておりました施設基準等について、地方自治体が条例で定める

ことになりましたことから新規に制定するものでございます。制定に当たっては、町内における当該サービスの事業所の有無にかかわらず、対象となる全てのサービスに係る人員等の基準を定める必要があります。

また、その基準を定めるに当たっては、厚生労働省令で定めていた基準をもととして従うべき基準、標準とする基準、参酌する基準が示されております。具体的には職員配置、居室等面積や守秘義務等人権に直結する運営基準は従うべき基準とされており、利用定員に関する基準は標準とする基準として、それ以外の非常災害対策や記録の整備、苦情処理等につきましては参酌すべき基準となっております。

これらのことから、今回の条例制定、そして規則の制定においてはこれまでの国の基準を踏襲することを基本方針としてあわせて県の考え方や隣接市町とも調整しながら、4項目については国の基準と異なる基準とするものであります。

その4つの項目でございますが、暴力団排除の関係、非常災害対策、居室定員、記録の保存期間であります。暴力団と非常災害対策については条例の中で盛り込むよう考えております。居室定員と記録保存期間については規則の中で盛り込むものであります。

厚生労働省令で定めている地域指定密着型サービス事業の人員、設備等の基準は、全文、182条で構成となっております。また、介護予防サービス関係分につきましては89条で構成されておりますことから、今回の条例では事業の一般原則や各サービスの基本方針の重要な項目を定め、それ以外は委任で規則で定めることとしております。それでは、新規条例ですので、全文を読み上げます。

亘理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条（趣旨） この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）以下「法」という。）第78条の2第4項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、同条第1項並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。

(2) 指定地域密着型サービス事業者または指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者または指定地域密着型サービスをいう。

第3条（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は法人とする。

2 指定地域密着型サービス事業者は利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては地域との結びつきを重視し、亘理町、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者（法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者における法第70条第2項第6号に規定する役員等は、亘理町暴力団排除条例（平成25年亘理町条例第 号）に規定する暴力団員であってはならない。

5 指定地域密着型サービス事業者は、大規模自然災害等に備え、個別計画の策定、食料等の備蓄、自家発電装置等の確保及び他の社会福祉施設等との連携や協力体制の確保に努めなければならない。

第4条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針） 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護・看護の事業は、要介護状態となった場合においてもその利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第5条（指定夜間対応型訪問介護の基本方針） 指定地域密着型サービスに該当

する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において定期的な巡回、または随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

第6条（指定認知症対応型通所介護の基本方針） 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第7条（指定小規模多機能型居宅介護の基本方針） 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者についてその居宅においてまたはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第8条（指定認知症対応型共同生活介護の基本方針） 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症である者について、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第9条（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針） 指定地域密着型

サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第10条（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針） 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 法第78条の2第1項の条例で定める、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とする。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、互理町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第11条（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針） ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）は、入居者1人1人への意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 前条第2項に定める定数の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、互理町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第12条（指定複合型サービスの基本方針） 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し、かつ第7条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第13条（委任） この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行するという内容で、後段のほうの基本方針につきましては、これは全てこれまでの国の基準どおりの基本方針でございます。

以上でまず第23号関係を終わりますが、続きまして第24号についても先ほど申し上げた内容で4項目ほどの盛り込みをしてございます。2つは条例の中で、それか

ら2つは規則の中で、考え方としてはサービス事業と同じ内容でございますが、それでは引き続き第24号の基準を定める条例について読み上げさせていただきます。

第1条（趣旨） この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。

（2） 指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定地域密着型介護予防サービスそれぞれ法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定地域密着型介護予防サービスをいう。

第3条（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は法人とする。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、亘理町、他の地域密着型介護予防サービス事業者または介護予防サービス事業者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者における法第70条第2項第6号に規定する役員等は、亘理町暴力団排除条例（平成25年亘理町条例第 号）に規定する暴力団員であってはならない。

5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、大規模自然災害等に備え、個別計画の策定、食料等の備蓄、自家発電装置等の確保及び他の社会福祉施設等との連

携や協力体制の確保に努めなければならない。

第4条（指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針） 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない。

第5条（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針） 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ当該拠点において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない。

第6条（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針） 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない

第7条（委任） この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、規則で定める。

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第23号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件について質疑を行います。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明されたとおりですけれども、地域主権一括法に基づいて今まで国が決めていた基準を、今回はそれぞれの自治体で、条例で決めるというのは条例制定の趣旨であります。

そこで、例えば認可保育所について言えば、括弧つきの地方分権の名のもとに2011年から最低基準が撤廃されました。それまでは全国どこでも最低基準の施設、運用の基準を国が定めていました。これは児童福祉法第2条に基づいて児童の心身ともに健やかな育成する責任は国にあるという児童福祉法第2条に基づいて国が全国どこでも同じ基準を定めておりました。2011年以降は撤廃されましたけれども、規制緩和された現在でも子供1人当たりの面積とか保育士の配置や人権については国の定めるところに従うとなっております。

何が言いたいかという、要するに国が最低基準を定めて全国どこでも同じですよと、それは最低保証、国が定めるんですね。財政援助もしましょうという流れなんです。それを自治体ごとに定めると、自治体の力、財政力によってばらばらになるんですね。サービスの低下にもつながりかねない、今基本的には説明されたとおり、国の基準に基づいて行うんだとなりますけれども、そういうサービス低下の懸念はないのかお伺いします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回の地域密着型の関係につきましては、先ほど説明の中で従うべき基準というのがございます。その中には、職員配置、居室等の面積、人権に直結する運営基準、守秘義務等がございますけれども、先ほど議員がおっしゃいました人員配置、面積等については従うべき基準で一律になってございますので、支障はないものと思っております。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 現在町民の方でも介護施設になかなかは入れなくて待機していらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますけれども、こういう中で地域密着サービス小

規模多機能型はこれからこの管理の部分で私とても必要な事業だと思いますけれども、今町で考えている事業について小規模多機能型について今後どのような考えをもっていらっしゃるかお示ししていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 小規模多機能型の施設につきましては、当局としても重要性を認識しておりまして、介護保険計画第5期の中で小規模多機能型を1カ所設置したいと考えております。事業年度なんです、平成25年度中には公募をかけて事業者を選定したい。間に合えば平成25年度の事業の中というか、県の補助があるもので、その事業の中で取り組めれば平成25年度、ただちょっとスケジュール的に平成26年度建設になるのかなと今のところ思っていますが、小規模多機能型施設については1カ所設けたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今度、22、23、24というのは条例ですけども、対象者、身障を初め介護認定者この方々に3つの法が適用されるということは対象者にどのようなメリットが出るのか。多分居宅における生活支援、日常生活支援という観点からこういうのが出てきたんだと思いますけれども、現在の置かれている方々がこの法律が施行されることによってどのような状況に変わるのか。

もう1つは、この法律を対象者の方々、また町民全体にどのような形で周知をしてこの制度を皆さんに利用していただける、そういう考えはどのように持っているかということも1つ。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず1点目の利用者についてのメリットでございますが、実際今回サービスを8項目ぐらい載せておりますけれども、要望でないほうの事業の関係ですけども、実質的に町のほうにあるのは認知症対応型共同介護ということでグループホームがあるだけでございます。その他のサービスについては今のところやっている事業者はありません。

利用者の方々のメリットでございますけれども、これまで国の基準でやってきた内容に特別に4項目について暴力団の関係、非常災害対策、それから居室の定員、

記録の保存期間ということで盛り込んだわけですが、暴力団の排除については安心して利用できるという観点からメリットはあるのかなど。それから非常災害対策についても災害の種別ごとに個別計画を立てなさいということで、地域と連携してやりなさい、備蓄の関係もしっかりやってくださいよということなので、それについても災害時についても安心してご利用いただけるのかなど。

居室の定員についてでございますけれども、これは規則の中で盛り込むようになるんですが、今の国の流れですとユニット型の居室ということで、各部屋1人ずつの利用が主でございます。従来型の町内にある日就苑とかは多床室ということで、人数の大部屋、4人ですけれども、そういうことで利用者の負担を軽減できるようになっております。その関係から、利用者の定員については原則1名なんですけれども、4名までいいよということで盛り込んで、経済的にちょっと困っている方についてはそういう施設が利用できるのかなど、今後できればの話ですけれども。

それから記録の保存年限については直接的にはメリットがないということで3点についてはある程度メリットはありますけれども、基本的にはこれまでの国の基準をそのまま町のほうで制定をすることになりますので、特段に利用者にとって利便性が高まるとかなんとかというのはございません。

それから2点目、町民への周知でございますが、国のほうから分権一括法でおりてきて町のほうで決めましたよということで、一応内容的には4つの国の基準と違う項目についてはお示しをしながら周知をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに。鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 確かに法的な先行はいいんですけれども、受け皿となるような対応、これはこういう法律を、条例をつくってもなかなかそれに結びつかなかったらば意味がないという形になります。

そして、この条例が町民の方々またそういう方々が知らないというのもまたこれは大変なこと。やっているということ。そういうことをよくお知らせして、困っている方々はいっぱいいる。対象者は困っているというけれども、その家族の方が本当に困っている。私は去年6月障害者福祉で一般質問しましたけれども、家族がやはり大変なんだと。今言われているのがどの家族だって大体我々年代から上の

方々が家族で、あと何年かすればその家族の方々も亡くなっていく。そうすると残された障害者認定者これらがえらい負担で心配しているということが現状なんですね。

そういうことを考えれば、こういうものをつくっても対応するものが先立つということになります。そのようなことから、まずこういう町民の方ができます、それには町に今グループホーム1つだけだと言ったけれども、法的管轄は違っても結びつけて弾力的な運用で対応できるところ、契約によってやれば弾力的に運用できるところもある。その辺も幅広い考えを持ってあるものを有効に活用するという考えに立っていただかないとこういう条例をつくっても絵に描いた餅になってしまう。単体をつくるまではなかなか容易でない。そういう弾力的な運用も検討しなければならない。その辺についても伺います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） グループホームの説明で足りなかったんですけども、高齢者のほうの認知症のグループホームについては町内4カ所ございます。障害者については1カ所なんですけれども。実際的に利用できる施設がないものまで盛り込んでおりますけれども、全てを網羅してつくりなさいということなので、今回は入れさせていただきました。ただ、議員さんがおっしゃるとおり施設を利用したい方、多々いるのが現状でございます。特養ホームにつきましても第5期の計画の中で1施設増設ということで、ただいま選定が終わりまして事業者と県のほうで最終的な協議を進めているところでございますが、こちらについても平成26年度中には開所ができるのかなと思っております。

障害者の絡みとあわせて考える方向性でございますけれども、特養ホームの関係とかそういうもので、障害者とあわせて利用できるかもしれないと調査というか勉強中でございます。ただ、その流れとしてどういうふうになるのか、多分最終的には施設側がそれぞれの制度に基づいて県へ申請して手続を踏むようになると思うんですが、そういう理解がいただけるように取り組んでいきたいと思いますが、実質的に高齢者の施設が満杯の状態でございます。なかなか厳しいものがあると思うんですけども、障害者は障害者のほうでいろいろ事業者とも連携というか相談をしながらそういう施設の誘致に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今社会問題になっている孤独死とか孤立。障害者とか介護認定者は将来的に周りがいなくなれば孤立してしまう。1人でぽつっといつ死んでいるかわからない。そういう人が今後、障害者も介護認定者も合わせれば町内に約3,000人ぐらいいると思う。3,000人というのは1割の方々はこの対象者になる。そういう方々に目を向けるというのは大変重要なことなんです。それにプラス家族がいる。こういうところに目を向けないというのはおかしな政策である。よく面倒の目を向けて、こういうのにすぐつながるようなサービスを提供するということは行政として必要なことだと思います。いいですか。

そしてこの名前も地域密着という本当にいい格好の名前なんだね。本当に地域に密着したサービス提供できるかというところグループホームしかないという現状ではちょっとお粗末だなと思っております。だから、弾力的運用をして使えるものは使う。それは広い解釈のもとにやる必要がある。それについての答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回の地域密着型サービスの関係での事業の人員、設備等の基準を設ける内容につきましては、原則的には亘理町民の利用ということでの基準でございます。

それで、先ほどグループホームしかないというお話をされましたけれども、介護保険サービスの中には、居宅介護支援事業者でのホームヘルパー派遣とかいろいろございます。そういったものは亘理町に限らず利用できる状況になるものですから、その基準については県のほうでの基準が定められるということでございます。障害者も含めた孤立死等の問題については今後取り組んでまいりたいと思いません。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 亶理町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8 議案第25号 亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第25号 亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書16ページをお願いします。

議案第25号 亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、地域主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、これまで国の法令で定めていた公営住宅等整備基準及び公営住宅への入居者への収入の基準について条例に委任されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては県条例を参酌しながら県の指導を受けて改正を行ったところでございます。

亙理町町営住宅条例の一部を次のように改正する。なお、内容については別紙の新旧対照表6ページにより説明を申し上げます。

最初に、目次に新たに第1章の2として整備の基準を加える改正でございます。

第3条の2については健全な地域社会の形成を規定してございます。地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう、考慮しなければならない規定でございます。

第3条の3については良好な居住環境の確保を規定してございます。入居者等にとって便利で快適なものになるよう整備をしなければならない規定でございます。

第3条の4については、費用の縮減への配慮を規定してございます。住宅の建設

については合理的な方法と耐久性の確保に努め、費用の縮減に配慮しなければならない規定でございます。

第3条の5については規則への委任事項でございます。

第6条については、入居者の資格について規定してございまして、第1項第3号については暴力団の略称規定を記載する改正でございます。

同じく第2項については裁量階層の規定でございます。これまでは、地域主権改革一括法の施行に伴い、改正前の法を旧法に読みかえる規定であったわけでございます。改正により、入居者の特例から入居者の資格に新たに条文化されたところがございます。

8ページに入ります。第1号の入居できる方は、アとしまして障害者基本法で規定している身体障害者、精神障害者及び知的障害者でございます。イとしましては戦傷病者特別援護法に規定している戦傷病者でございます。ウとしましては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている者でございます。エとしましては、海外からの引揚者で5年を経過していない者であります。オとしましては、ハンセン病療養所入所者でございます。

第2号の規定は60歳以上の者、（平成18年4月1日前に50歳以上であった者を含む）かつ同居者のいずれも60歳以上の者または18歳未満の者である場合でございます。

第3号の規定については、同居者に小学校未就学児がある場合でございます。

第4号の規定につきましては、災害により滅失した住宅に居住した方でございます。

第3項については町営住宅入居料を定めるときの収入基準額でございまして、これまでは政令において定められておりましたが、改正により条例事項になったところでございます。

第1号については裁量階層の入居基準収入が月額21万4,000円でございます。第2号につきましては本来階層の入居収入基準額が月額15万8,000円でございます。

第6条の2については入居者の資格の特例について規定してございます。内容については原則として入居資格は第6条に規定しているとおり、現に同居し、または同居しようとする親族がいる。このことが条件でございます。よって、単身者は入

居できないことになっておるわけでございます。しかし、特例として旧第1号から旧第11号までに該当する方は単身であっても入居が可能であるわけでございます。

今回の改正により入居の特例に該当する方は、新第1号については8ページの第6条第2項第1号のイ戦傷病者特別援護法に規定している戦傷病者から、オのハンセン病療養所入所者のいずれかに該当する者でございます。

次に、新第2号につきましては、旧第1号60歳以上の者については改正により括弧書きの50歳以上の特例を削除して新第2号とする改正でございます。

新第3号については、旧第2号の障害者基本法の括弧書きの制定番号の削除でございます。これは、第6条第2項第1号のアに制定番号を設けましたので、削除して新第3号に改める改正でございます。

10ページに入ります。旧第3号戦傷病者特別援護法の規定と、旧第4号の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定については第6条、これは入居の資格でございますが、第6条第2項第1号のイ及びウに規定しましたので、削除でございます。

新第4号については、旧第3号と旧第4号の削除に伴い、旧第5号の繰り上げの改正でございます。

旧第6号の海外からの引揚者と旧第7号のハンセン病療養所入所者については第6条第2項第1号エ及びオに規定しましたので、削除でございます。

新第5号については、旧第6号と旧第7号の削除に伴い、旧第8号の繰り上げの改正でございます。

旧第9号から旧第11条までについては、削除に伴い新第6号から新第8号までに繰り上げる改正でございます。

新第9号の規定については新たに設けられた条項でございます。東日本大震災復興特別区域法により、復興推進計画に記載された期間が満了する日までの間は公営住宅の適用とみなす規定でございます。

新第10号の規定についても新たに設けられた条項でございます。福島復興再生特別措置法に規定する居住制限者については公営住宅法の適用とみなす規定でございます。

第2項及び第3項については、改正により文言の整備でございます。

第7条についても改正により文言の整備でございます。

12ページに入ります。第27条については収入超過の認定等の規定でございます。旧第1号から旧第3号までは今回の改正により新たに収入基準が9ページの第6条第3項に記載されたために削除でございます。また、削除に伴い、次の各号を第6条第3項各号に改める文言の整備でございます。

第35条についても改正による文言の整備でございます。

議案書18ページでございます。附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第25号について説明を終わります。よろしくご審議方、お願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号 亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第26号 亙理町道路の構造の技術的基準等を定める条例

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第26号 亙理町道路の構造の技術的基準等を定める条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは議案書19ページをお願いいたします。

議案第26号 亘理町道路の構造の技術的基準等を定める条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、地域主権改革一括法の施行に伴い、道路法の一部が改正され、これまで国の法令で定めていた道路構造等に関する技術的基準について従来の道路構造令と道路標識等に関する省令を1つの条例として定めるものでございます。

条例の制定に当たりましては、道路構造令を参酌しながら県の指導を受けて制定を行ったものでございまして、第45条までの条立てになっておるところでございます。条例の内容としましては、道路構造令を引用した条項がほとんどであり、県条例を引用した条項もでございます。

初めに、道路構造令とはということで説明を申し上げます。道路構造令とは、道路を整備するに当たって基準としていたものであり、例えば道路の種類は何か、国道か県道か町道か、それぞれの交通量によって第何級の道路に該当するかに区分されるところでございます。その設定した道路の区分によって、道路の幅員が決まり、そのほか道路の勾配の考え方や道路のカーブの大きさなど道路を整備するに当たっての構造に関することが政令で定められているところでございます。

道路の基準につきましては、道路法では13の項目について政令で定めることになっております。その13とは1つ、通行する自動車の種類に関する事項、2、幅員、3 建築限界、4 線形、5 視距離、6 勾配、7 路面、8 排水施設、9 交差または接続、10待避所、11横断歩道橋その他安全な交通を確保するための施設、12橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な施設、13高速道路国道及び国道の構造について必要な事項となっており、この中で13高速道路の構造についての事項については本町に直接関係がございませんので削除してございます。また、1の自動車の種類、3の建築限界、12の自動車の荷重に対する強度の3項目については、政令で定められていることになっておりますので、条例化はしてございません。

それから今回は道路構造令を引用した条項がほとんどのため、その条項について

は新規制定ではございますが、省略をさせていただいて、県条例から引用した条項についてのみ説明を申し上げたいと思っています。

これから、説明を申し上げます3つの条項については、震災後において県で新たに策定した条項でございます。24ページをお開き願います。

第7条第4項は路肩幅に関する特例でございます。一般的な町道整備の場合には車道の左側に0.75メートルの路肩を設けなければなりません、設けることができない場合には特例として0.5メートルまで縮小できる規定でございます。また、自転車歩行者道、または歩道を設けることができない場合には歩行者または自転車の交通の確保のために必要があるときには路肩の幅員は1.25メートル以上とすることができる規定でございます。

次に、同じく25ページ第5項については、避難道路の幅員の特例でございます。幅員については道路の区分種別によって定められておりますが、避難道路の場合には路肩幅を調整することによって道路全体の幅員を8.0メートル以上を確保する規定でございます。これは車両が3台通行できる幅員であり、1台が停車しても2台が通行して避難できることを想定してございます。

次に、29ページをお願いします。第13条でございますが、こちらは避難道路の歩道に関する特例でございます。通常の道路整備には歩道を設けるものとするの規定がございますが、場合によってはこの限りではないとなっております。この場合の歩道設置の幅員は3.5メートル以上となっており、場合によっては特例として2.0メートルまで縮小できる規定でございます。避難道路では、歩道の設置場所については道路の一方の側に設けることをもって足りるものとするという規定でございまして、歩道は必ず片側以上に設置することが必要である、このような規定でございまして、そのときの幅員は最少3.0メートル以上とこのような規定でございまして。

40ページに入ります。附則としまして、第1項の施行期日としましてはこの条例は平成25年4月1日から施行する。第2項の経過措置としましてはこの条例の施行の際、現に新設または改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては当該部分に対しては当該規定は適用しない。なお、規則につきましては若干おくれでございますが、県では3月末までに作成する予定でございますので、それを参考にしながら本町でも定めたい、このように考えている

ところでございます。

以上で、議案第26号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号 亘理町道路の構造の技術的基準等を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 亘理町道路の構造の技術的基準等を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第27号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第27号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書42ページをお願いします。議案第27号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法でご

ざいます。この法律に基づく移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、地域主権改革一括法の施行に伴い、バリアフリー法の一部が改正され、これまで国の法令で定めていたバリアフリー法の規定による町道の管理基準について条例に委任されたことに伴う制定でございます。制定に当たりましては、バリアフリー道路構造基準省令を参酌しながら県の指導を受けて制定を行ったところでございます。

このバリアフリー法の第10条第1項に道路管理者の基準適合義務等を規定してございます。道路管理者は特定道路の新設または改築を行うときは特定道路移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準を適合させなければならない。このように規定しております。

今回の条例は第1章の総則から第6章の移動等円滑化のために必要なその他の施設等までの第31条からの条立てとなっております。従来省令では、これにもう1つ路面電車停車場等の項目がございましたが、本町では路面電車が地域特性上必要ないことから設けてございませんので、ご了承お願いいたします。

なお、内容につきましては県に準じており、条例と規則で定めるものであります。基本となる特定道路とは、生活関連施設を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものと、このようになっております。本町には、特定道路に指定されている路線はございません。

その生活関連経路とは生活関連施設相互間の経路をいいまして、多くの高齢者、障害者が利用する施設で官公庁施設や福祉施設、駅などが想定されます。また、移動が通常徒歩で行われるものとは生活関連施設が徒歩圏内に集中している地区であり、生活関連施設の距離が原則として1キロメートル未満の道路を言うわけでございます。

一般的に道路整備する場合の基準としては、先ほどの議案第26号でご説明を申し上げました道路の基準の条例でございますが、これが基本でございます。重要性のある地域で特定道路を整備する場合にはその条例の基準に適合させなければならない。このようになっております。今回の条例はバリアフリー道路構

造基準省令を引用した条項がほとんどのため、その条項については省略をさせていただいて、県条例から引用した条項について説明申し上げたいと思います。

44ページをお願いします。第11条は排水溝の設置についての規定でございます。つえ、車椅子の車輪が落ちないようにふたを設置しなければならない規定でございます。

47ページをお願いします。附則として、この条例は平成25年4月1日から施行する。なお規則につきましては若干おくれではございますが、県で3月末までに作成する予定でございますので、それを参考にしながら定めたい、このように考えているところでございます。

以上で、議案第27号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 45ページ、19条、20条障害者用駐車施設、ここにあります以下障害者用駐車施設という、この以下というのはどの部分を言われるんでしょうか。19条の括弧でございますね。以下「障害者用駐車施設」という。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 19条の以下というのは、略称規定でございましてこれから20条からずっと31条まで、このような言葉が出るような言葉への略称規定でございまして、例えば20条にもこのようなことが想定、書いてございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） ということは、これからまた作成するという事によろしい、作成というんでは、これからまたつくるといふことなんでしょう。それとも県の条例に従ってまたつくると、そういうことなんでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答え申し上げますと、今現在特定道路というのは本町ではございません。それで、特定道路としてつくる場合にはこのような障害者用の駐車場とかトイレとか勾配関係とか、このようなものも考えてつくりなさいということですので。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ちょっと私もよくわからないんですね。

あと、設けるものとするがあります。どのように設けるものとするのか、一応私も国交省の省令のほうを見ますと、それぞれ設けている部分が何か所かございました。それに町のほうではどのように設けるのか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたしますと、設けるものとするということがちょこちょこ出てくるわけでございます。ですから、本町では特定道路として認定されればこのようなものをつくらなければならないと、このようなことでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 8 号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第28号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書48ページお願いします。議案第28号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。今回の改正は、地域主権改革一括法の施行に伴い、都市公園法の一部が改正され、これまで国で定めていた公園設置基準及び公園施設の設置基準について町条例に委任されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては、都市公園法施行令を参酌しながら県の指導を受けて改正を行ったところでございます。

亶理町都市公園条例の一部を次のように改正する。なお、内容については別紙の新旧対照表13ページにより説明を申し上げます。

最初に第2章都市公園の管理を、都市公園の設置及び管理に改めるものでございます。第2条はこれまでは条文がないため削除になっておりましたが、今回の改正により公園の設置基準を設ける規定であります。

第2条の2は町民1人当たりの都市公園敷地面積の標準の規定でございます。町の区域内の町民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上で、市街地は5平方メートル以上であります。本町においては、町民1人当たりの都市公園の敷地面積は町全体の実面積の約6平方メートルでございます。また、市街地の実面積は約14平方メートルでございます。

第2条の3は公園の配置及び規模の基準の規定でございます。第1項については主として街区内の利用者の場合の敷地面積は0.25ヘクタールを標準とする規定でございます。

第2項については、主として近隣に居住する方が利用する場合の敷地面積は2ヘクタールを標準とする規定でございます。

第3項については主として徒歩圏内に居住する方が利用する場合の敷地面積は4ヘクタールを標準とする規定でございます。

第4項については、主として町の区域内に居住する方が、休息、鑑賞などのために利用できるように配慮し、その機能を十分発揮できるような敷地面積を定めな

ればならない規定でございます。

14ページに入ります。第5項については、主として緩衝地帯や樹林地帯の保護のためを目的とする都市公園は十分その機能を発揮できるような敷地面積を定めなければならない規定でございます。

第2条の4公園施設の設置基準の規定でございます。第1項については公園施設の設置基準は、建築基準法に定める建築面積の総計は、敷地面積に対する割合は10分の2とする規定でございます。

第2項については、政令で定める休養施設、運動施設などの建築物においては100分の10を限度とする規定でございます。

第3項については、第2項で定める建築物のうち文化財保護法などの適用がある建築物については100分の20を限度とする規定でございます。

第4項については、政令で定める屋根つき広場や壁を有しない雨天用運動場においては100分の10を限度とする規定でございます。

第5項については、政令で定める仮設公園施設を設ける場合においては100分の2を限度とする規定でございます。

議案書50ページをお願いします。附則として、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第28号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号 亙理町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第29号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律に基づく移動等円滑化のために
必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第29号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基
準を定める条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書51ページお願いします。議案第29号 高齢
者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法に基づく移動
等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について説
明を申し上げます。

今回の改正は、地域主権改革一括法の施行に伴い、バリアフリー法の一部が改正
され、これまで国の法令で定めていた特定公園施設のバリアフリー基準について条
例に委任されたことに伴う制定でございます。制定に当たりましては、特定公園施
設のバリアフリー基準を参照しながら県の指導を受けて制定を行ったところでござ
います。

最初に、第1条はこの条例の趣旨でございまして、バリアフリー法の規定に基づ
き都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を
定めるものとする。

第2条は定義でございまして、使用する用語は法で定める用語とすると、このよ
うな規定でございます。

第3条は特定公園施設の設置の規定でございます。不特定かつ多数の者が利用

し、または主として高齢者、障害者等が利用する次に掲げる特定公園施設を設ける場合には、規則で定める基準に適合するものでなければならないと規定しております。

その特定公園施設とは第1号としまして園路及び広場。2号屋根つき広場。3号休憩所及び管理事務所。4号野外劇場及び野外音楽堂。5号駐車場。6号便所。7号水飲み場及び手洗い場。8号掲示板及び標識。このような施設をいうものでございまして、公園として特別に指定するまたは指定されたものではなく、公園内の施設を特定公園施設として指定して、建築する場合には高齢者、障害者に優しい施設とすることでございます。

第4条は、一時使用目的の特定公園施設の規定でございます。災害等のため一時使用する特定公園施設の設置についてはこの条例を適用しない規定でございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行します。

なお、規則につきましては若干ですが、おくれでございます。3月末までに県のほうで策定する予定ですので、それを参考にしながら作成したいとこのように考えているところでございます。

以上、議案第29号について説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第30号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第30号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第30号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。議案書53ページ、新旧対照表15ページをお開き願います。

なお、今回の改正につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴いまして下水道法が改正されたことにより、公共下水道の構造は政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならないと規定されたため、今回改正するものでございます。

新旧対照表15ページをごらんください。目次中第3条から第10条を第3条から第9条に、第11条から21条を第10条から23条に、また25条から28条を24条から27条に、第4章行為及び占用の許可を第4章行為及び占用の許可と第5章公共下水道の施設に関する構造基準等に、第5章を第6章に、第6章を第7章に改めるものでございます。

第1条趣旨でございますけれども、新旧対照表でございますが、その管理及び使用の後に、「並びに施設の構造の基準等」という文言を追加するものでございます。

また、第2条用語の定義でございますけれども、3号の後に4号排水施設（法第2条第2号に規定する排水施設をいう。）加えまして、以下第5号から第13号に1号ずつ繰り下げます。

16ページ目に入りまして、旧の第5条につきましては削除いたしまして、第6条

を1条繰り上げるものでございます。また、旧条の第7条から28条につきましては1条ずつ繰り上げし、第6条から第27条にするものでございます。その後第5章を加えまして、公共下水道の施設に関する構造基準等をここに規定するものでございます。

第28条排水施設の構造の基準、公共下水道の排水施設の構造の基準は次のとおりとする。1号堅固で耐久力を有する構造とすること。2号コンクリートその他耐久性の材料でつくり、かつ漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。3号屋外にあるものにあつては覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。

4号下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつてはステンレス鋼その他腐食しにくい材料でつくり、または腐食を防止する措置が講ぜられていること。

5号地震によって下水の排除に支障のないよう地盤の改良、可撓継手の設置、その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

6号配水管の内径及び排水渠の断面積は規則で定める数値を下回らないものとし、かつ計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。

7号流下する下水の水勢により損傷する恐れのある部分にあつては減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

8号暗渠その他地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

9号暗渠である構造部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつてはマンホールを設けること。

10号ますまたはマンホールにはふたを設けること。

第28条の2適用除外、前条の規定は、次に掲げる公共下水道については適用しない。

1号工事を施工するために仮に設けられる公共下水道。

2号非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道。

旧5章につきましては6章に改定いたします。また、6章につきましては7章に1章繰り下げまして、第32条過料でございますが、1号から8号につきましてはおのおの条項の整理のために1条ずつ条文を繰り下げするものでございます。

それでは、議案書55ページにお戻りいただきたいと思えます。附則この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 31号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する
条例

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第31号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君）引き続きまして、議案第31号 亶理町水道事業給水条例の一部

を改正する条例について説明申し上げます。議案書56ページ、新旧対照表19ページをお開き願います。

なお、今回の改正につきましては地域主権改革一括法の施行に伴いまして水道法が改正されましたことにより、水道の布設工事及び管理について地方公共団体が条例で定めることと規定されたために改正するものであります。

新旧対照表19ページをごらんいただきます。目次中第7章補足第41条を第7章水道の布設工事及び管理、第41条から第43条へと第8章補足第44条に改めるものでございます。

第34条給水装置の基準違反に対する措置でございますけれども、その条文中、（以下例という。）と、第5条に4条を繰り下げするものでございます。

下にまいりまして、第7章水道の布設工事及び管理。第41条布設工事監督者を配置する工事、法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。第42条布設工事監督者の資格。法第12条第2項の条例で定める資格は令第4条第1項に規定する資格とする。第43条水道技術管理者の資格法第19条第3項の条例で定める資格は次のとおりとする。

1号、令第6条第1項第1号に掲げる者。

2号、令第4条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

3号、令第6条第1項第3号に掲げる者。

4号、第2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると町長が認める者。

あとは第7章が第8章ということに繰り下げられまして、第41条が44条ということに改正されるものでございます。

議案書57ページに戻っていただきます。附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食休憩のため暫時休憩いたします。

再開は1時10分といたします。休憩。

午後 0時09分 休憩

午後 1時08分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 15 議案第32号 物品購入契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第32号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

物品購入契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

事業名 平成24年度亶理町立荒浜小学校被災備品購入事業。

契約金額 875万2,800円。落札率につきましては93.40%でございます。

契約の相手方 柴田郡柴田町本船迫字上町26番33号株式会社北文社柴田営業所。

右側が資料になります。入札年月日、平成25年2月15日。入札の方法、指名競争入札。業者名、株式会社北文社柴田営業所、有限会社高石事務機、株式会社宮城県学校用品協会柴田支所、有限会社鈴やの4社でございました。入札回数、1回。購入品目及び台数並びに規格につきましては次ページ以降に添付してございます。受け渡し期限、平成25年3月29日。受け渡し場所、亶理町立荒浜小学校。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありましたけれども、まず地方自治法第96条第1項第8号に基づいてそれを説明していただくと同時に亶理町では条例でどういうふうに定めているか説明してください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 物品購入につきましては700万円以上について議決案件という定めでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） その700万円というのは、なぜ700万円、基準があるんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 地方自治法施行令の規定に準じているものでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 地方自治法施行令で決まっていると、都道府県、市町、そう区分されている。それを踏まえて最後に質問しますけれども、第29次地方制度調査会の今後の基礎自治体及び監査議会制度のあり方に関する答申、こういう答申が出ているんですね。それで、今言われましたけれども、条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲で拡大すべきであるという、こんな地方制度調査会の答申なんですね。いわゆる700万円でなくて議決事項を拡大するために条例改正が必要じ

やないかという答申なんですね、これについてはどう考えていますか。条例改正は町でできますから。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君）現時点では700万円という数字に妥当性を欠いているという考えは持っておりませんが、今後国の指導、隣接市町村等の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 今回の備品購入事業についてでございますけれども、指名競争入札ということになっております。指名競争入札については私からは釈迦に説法だと思うんですけれども、特定条件により発注側が指名した同士で競争に付して契約を決める方式ということでございます。特定条件というのは何だったのか、まず第1点。

もう1つは、業者名4社がでございます。町内の地域経済が低迷、疲弊している状況の中で、なぜ地元業者の指名がなかったのかどうか。

あともう1つ、3点目でございますけれども、品名番号51、52番、耕運機、草刈り機もこの中に含まれております。一括備品購入でなくてこれらは地元の業者からの購入というのは考えなかったのか。その辺についてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、2点目についての私のほうからお答えさせていただきますけれども、指名につきましては町内5社しております。今回入札に参加したのが4社ということでございますけれども、指名については7社指名しております。そのうちの3社が辞退ということで、そのうちの2社が町内の業者という内容でございます。ですから、町内の業者については指名をしております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

初めに業者選定条件ですけれども、条件というのはうちのほうは参考までですけれども、1月31日にこの荒浜小学校備品の災害査定を受けたわけです。この災害査

定を受ける際には、基準がございまして流された備品もしくはなくなった備品と同じものを挙げる。もしくはわからない場合は同等のものを挙げる。その同等のものを挙げる場合には証明をしなければなりません。というのはないものをどのように証明するのかと申しますと、基本的には近隣の小中学校の同等の備品を持ち上げていくということで、それを基準としてやっていくものですから、その基準でもってこちらに載っている備品の数、これを災害査定で挙げさせていただいた。それを持って入札のほうにそのまま持っているということでご理解をいただきたいと思えます。

また、3点目の農機具の関係ですけれども、町内業者使わないのかという話ですが、これも災害査定の影響がありまして要は災害査定にもう1つ条件がございませぬ。こういった備品の金額については、3社以上の金額を調査しておくことと、要するに最低価格内容の品物にしなさいと決められております。そういったことから総合的にばらして発注するということになる、この2つだけでかなり安くなるということはある得ないということで、これも災害査定上の指導ではございませぬけれども、そういった中で総合的に発注したほうが安くなる。総合的に見積もり徴取したほうが安くなる、そういうことからこういった形になったことをご理解いただきたい。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 町内の業者を指名したんだけれども、辞退されたということでの説明でございませぬが、品名を見ますと最初からウチダなんですよね。ウチダとなればある程度取り扱いというか、その辺もう少し幅を踏まえた備品購入というのはいかがだったのかなと思えます。その辺もう一度。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） こちらにつきましては先ほどちょっと触れましたけれども、災害査定におきましては同じ品目同等の品目と申し上げました。と申しますのは互理町内の学校関係はウチダが多うございませぬ。そういった中からどうしてもウチダ。あと先ほどもこれも触れましたけれども、実際査定に出す場合には見積もりも徴取して金額も調査しておかなきゃない。要するに、値引き幅がどのくらいなのかとか、そ

ういったものまで考慮して災害査定に出さなければならない。そういった状況の中でウチダが全体的に下がっている、値引き幅が下がっているということからウチダで統一させていただいている。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 物品購入契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第33号 物品購入契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第33号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第33号についてご説明申し上げます。

物品購入契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

事業名 平成24年度農業用機械施設（田植機）整備事業（復交）

契約金額 4,011万円。落札率につきましては89.25%でございます。

契約の相手方 仙台市若林区古城3丁目10番33号株式会社宮城ヤンマー商会。

右ページが資料になります。入札年月日、平成25年2月15日。入札の方法、指名競争入札。業者名、みやぎ亙理農業協同組合、有限会社はんだわ、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマー農機販売株式会社亙理支店、株式会社竹内農機商会の5社でございました。入札回数、1回。購入品目及び台数、田植え機12台。仕様につきましては次ページ以降に添付してございます。受け渡し期限、平成25年3月25日。受け渡し場所、亙理町字江下181番地、中央工業団地内でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 田植え機を12台を貸与すると思うんですけども、どこに貸与するんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） これは、個人につきまして6畳の田植え機械については組合に1台、個人に3台。（「具体的にどこの組合なのか」の声あり）まず、田植え機械でございますが、高屋の生産組合、柴町の機械共同利用組合、新丁の集団組合、個人でキクチさん、オノさん、（「個人名はいいです、何人だけでいいです」の声あり）組合が5台、個人が7台でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 物品購入契約の締結についての件は原案のとおり可決され

ました。

日程第 17 議案第 34 号 物品購入契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第34号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第34号についてご説明申し上げます。議案書72ページになります。

物品購入契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

事業名 平成24年度農業用機械施設（トラクター）整備事業（復交）

契約金額 5,344万5,000円。落札率につきましては97.21%でございました。

契約の相手方 亘理町逢隈田沢字遠原36番地みやぎ亘理農業協同組合。

右ページが資料になります。入札年月日、平成25年2月15日。入札の方法、指名競争入札。業者名、みやぎ亘理農業協同組合、有限会社はんざわ、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマー農機販売株式会社亘理支店、株式会社竹内農機商会の5社でございました。入札回数、1回。購入品目及び台数トラクター7台。仕様につきましては別紙に添付してございます。受け渡し期限、平成25年3月25日。受け渡し場所、亘理町字江下181番地、中央工業団地内でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） さっきと同じなんですけれども、トラクター7台ですね。そのうち組合何台、個人が何台で組合の場合はこの組合なのか述べてください。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、50馬力の関係でございますが、4台が組合でございます。組合は新丁集団組合、松元地域農業集団、友人の絆、済みません、50馬力が3

台でございます。組合が3台。個人が3台です。70馬力が組合でございます。湊川口地域組合というところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号 物品購入契約の締結について件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 物品購入契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第35号 工事請負契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第35号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

工事名 平成24年度（復交）割山採取場拡張工事。

請負金額 6,615万円。落札率が99.79%ございました。

契約の相手方 亘理町字東郷209番地5 阿部春建設株式会社。

右ページが資料になります。入札年月日、平成25年2月15日。入札の方法、条件付一般競争入札。この条件の主なものにつきましては亘理町内に本店を有し、土木

工事一式について特定建設業の許可を受けている者で、総合評点値が700点以上の者というのが主な条件でございます。業者名、田中建材輸送株式会社、阿部春建設株式会社、株式会社斎藤工務店、千石建設株式会社、株式会社阿部工務店、株式会社太田工務店、株式会社渡辺工務店、株式会社八木工務店の8社でございます。入札回数、3回。工事場所互理町字北猿田地内。工事内容除根工、表土処理工、通路工、排水工、規模等につきましてはここに記載のとおりでございます。工期平成25年3月5日から平成25年3月29日まで。次ページ以降には位置図、平面図等を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 36号 工事請負変更契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第19、議案第36号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第36号についてご説明申し上げます。

工事請負変更契約の締結について。平成24年12月19日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名 平成24年度亘理町災害公営集合住宅（荒浜）整地工事（復交）。

請負金額、変更請負金額でございますが、6,648万7,050円で、596万2,950円の減額となっているものでございます。

契約の相手方 亘理町荒浜字水神62番地株式会社阿部工務店。

次のページ、お願いいたします。資料でございます。変更内容につきましては工事概要の一番下になりますけれども、残土処分工、運搬距離が9キロから0.5キロに変更になったものでございます。この理由につきましては、当初浜吉田の処分場へ運搬するという計画でございましたが、契約の相手方であります阿部工務店が近くに自社の残土処分地を有しているということから、協議をいたしました結果そこを使うということで変更契約となったものでございます。工期につきましては変更ございません。次ページ以降に位置図、平面図等を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 残土についてなんですけれども、これから町ではどんどん土は必要になってくると思うんですけれども、これは自社でなくて亘理の例えば工業団地の土にするとか、これは町の財産ですので、有効利用のことは考えなかったんでしょうか。この点についてお聞きします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回のこの整地工事に伴って出ました残土につきましては、本来の津波による流失土、そして農地の部分の表土ということでございまして、実際今後の活用するについてはすぐに使える状態でもない、それから剥ぐ幅というのがそんなに厚くないものですから最終処分という形で浜吉田のほうの2次処分場に計画しておったわけですが、先ほど説明あったように阿部工務店さんのほうで近くに残土処分場を有していたということでそちらのほうに移すということで協議させてもらったところです。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、この残土についてはこのまま使えるような土でなく1回きちっとした処理をして使うために直接町で使うことはできないということによろしいのでしょうか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回の整地工事に伴って出ました残土については、議員おっしゃるとおりでございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 37号 土地の取得について

議 長（安細隆之君） 日程第20、議案第37号 土地の取得についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、議案第37号 土地の取得についてご説明申し上げます。議案書88ページをお開きください。

地方自治法第96条第1項第8号の規定によりつぎのとおり契約を締結することができるものとする。

事業名 亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地）。

所在地 亶理町字江下3番1、ほか61筆。

面積 5万4,721.81平方メートル。

金額 10億9,501万7,180円。

契約の相手方 宮城県亶理郡亶理町吉田字宮前15番地丸子敏彦、ほか36名。

次ページには土地取得明細表、亶理町字江下3番1から亶理町字狐塚178番の1まで5万4,721.81平方メートルの内訳を記載させていただいております。

買い取り、買収単価につきましては宅地が1平方メートル当たり2万3,000円、田んぼが1平方メートル2万円、次ページについては位置図と公図の写しをつけさせていただいております。

よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 御存じのとおり、防災集団移転促進事業は復興交付金で賄われるわけですね。復興交付金の財源の一部として復興増税が充てられます。この復興増税について所得税、住民税などについて説明してください。どういうものなのか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） ちょっと確かなところまで、詳細な部分までお答えできるか（「税務課長でいい」の声あり）税務課長でいい、済みません。いいんですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） ただいまの防集事業に充てる財源のことであると思いますが、この税金につきましては復興のための税金ということで、2.1%1月1日から課税されていると承知しております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 所得税については、ことしから25年間2.1%上積みされて増税され

るという。住民税については、14年6月から10年から年間1,000円ですよ。この復興増税を復興交付金の一部に充てるといえるのはこれはそのとおりなんです。

それでお伺いしますけれども、今仮設住宅が建っている中央工業団地、地権者から田んぼを買収したと思うんですけれども、1平方メートル幾らでした。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 買った年度、今資料がございませんけれども、1平方メートル3,000円でした。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いいですか。道路1本隔てて3,000円と2万円ですよ。随分違うんですよ。私はこの議案に反対します。なぜかという防災集団移転促進事業は早急にしなければなりません。しかし、こんなに差があるのに住民から疑念持たれて当たり前な状況ではないですか。どう説明するんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） もちろん、今回の防災集団移転事業、ほかの件につきましても全て同じ考えで進めてまいりましたけれども、不動産鑑定に基づく評価として個々の農地といいますか、宅地見込み地については平方メートル当たり2万円、宅地については2万3,000円ということで、買い取るということで、もちろん不動産鑑定を踏まえた価格だということで、説明を申し上げていくものでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 買い取り価格ですけれども、私、1,000平方メートルで申し上げます。わかりやすくいうと300坪、1反歩、坪単価でいきますと2,000万円、坪ですと6万7,000円になります。

せんだって、あるところの集会でちょこっとお話ししたら「おだづなよ、この」と言われまして、これはちょっと別ですけれども、余りにもかけ離れた異常な超価格であると私は思います。先ほど、不動産鑑定士というのは国家資格で士ですけれども、その方の話と、今まででもそうでした。あそこの土地の住宅地の価格、私の調べでは坪7万8,000円でございます。坪7万8,000円。今回の場合は坪でいきますと6万7,000円です。安いかもしれません。しかし、形は住宅ではないんですよ。水田ということでございます。それに、例えば先ほど言った1反歩2,000万円で埋め

立てして整地して道路つくって、仮に700万円といたします。計算し易く言っているんです。すると、1反歩当たり2,700万円、坪9万円、恐らくその前後で被災者に売り渡すであろうと私は見ております。前の資料ですが、これ間違いないと思うんですが、違ったら言ってください。

そこで、この宅地、江下の住宅地、私調べでは坪7万8,000円で、平方メートルで書いてあるから、買い取り宅地単価2万3,000円、これは1坪前後とか2坪、3坪だけだと。端数です。半端な土地でさえも7万6,000円で買い取ろうとする価格です。水田については先ほどと同じで平方メートル2万円、1反歩2,000万円、坪6万7,000円。なぜか思うんですが、不動産鑑定士が鑑定したであろう価格はこの近隣の固定資産課税台帳から拾ってほぼ同じようにスライドしたのではないかと私は見るわけです。宅地についてはうなずけないわけでもありませんけれども、しかもそれは端数、それが水田でそういうことはあり得るのかどうかということで、鑑定士はいないわけですが、非常な疑念を持っております。

それと、もう1つ、先ほど鞠子議員がおっしゃいました工業団地、恐らく坪1万円未満、平方メートル3,000円ということですから、それで道路1つ隔ててそれも道路から奥のほうに入って行って、そういうところでこのような、私は異常な超価格と見るわけですが、それについてご答弁いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 今回の農地という形ですが、あくまでも宅地見込み地ということでこれは前にもご説明したとおり取引事例、それを参考とさせていただいております。

それから、今回の開発関係といいますか、区画、防災集団移転については近隣の皆様も勉強会ということで不動産鑑定士のお話を聞いておりますが、今回の価格の算定に関しましては開発に係る価格についても参考として総合的に勘案し、1平方メートル当たり2万円という宅地見込み地という形の鑑定額でございます。

それから、宅地につきましてはこの地図で見ていただいたとおりでございますが、宅地の評価につきましてはこの工場ですね。類似区域として事業所工場等の立地可能な条件の取引事例を参考とさせていただきまして、ここにつきましても取引事例の比較をした上で2万3,000円という鑑定額に基づいて買い取りをさせていた

だいたものでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） この位置図を見るとこの団地に防集と災害公営住宅として約110何戸かの方たちが順調にいけば2年か3年後には移り住むと思います。

そうした場合にほとんどの方は車での生活になると思うんですけども、その方たちが利用する道路、幹線道路といいますか、例えば荒浜街道に出る道路とかの拡幅はどのように考えているのか。例えば北側にぽこんと道路拡幅の部分の買収の場所がありますけれども、ここから出るとパチンコ屋さんの駐車場の西側なんです。例えば、ここから出られた場合に、実は信号機がない場所です。その場所に朝夕車が100台200台の、時間差はあるにしてもその方たちが利用した場合の交通事故の懸念した場合に、静海波のほうに例えば持っていくような中でこのちょうど下茨田1号線とか江下2号線とかありますけれども、やはりその道路拡幅しなくちゃいけないかなと将来的に思うんですけども、そういう計画というのは当然あるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 江下団地の防災集団移転促進事業の区域ということで、90ページのほうにつけております位置図、ここにつきましてはあくまでも防災集団移転促進事業としての開発区域としての絵でございます。

今、議員のご指摘があったように例えば佐藤製線のところに隣接している東向きの道路、あるいは静海波のほうに抜けていくところのパチンコ屋さんの隣の道路というのは一応開発区域にはしておりますが、それ以外に町道下茨田1号線、下茨田2号線、そして中町江下線、こちらのほうについても今の現状の中から6メートルの幅で改良をしながら、ここに入る方々の今後の生活の中でできるだけ交通の部分の支障ないような形で進めていきたい。こちらの道路につきましては、復興交付金の効果促進事業のほうであわせて行っていく予定で今進めているところでございます。

以上です。（「わかりました。」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案反対の方の発言を許します。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 反対の立場から討論をいたします。

買い取り価格、換算していきます。1,000平方メートル2,000万円の土地は、現状は水田であります。この水田の買い取り価格は近隣の住宅地に比べて異常に高い超価格であります。適正価格でもありません。これに造成、整地等の経費が上積みされて被災者に譲り渡されます。被災者の一日も早い復興を望みながらも、これでは被災者に寄り添った譲渡価格の形成はできません。超高価格は被災者の復興への芽をそぎ取ってしまいます。譲渡される被災者の立場に立った買い取り価格が必要ではないかということで、この第37号 土地の取得については反対をいたします。

以上です。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号 土地の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第37号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 38号 町道の路線認定について

議長（安細隆之君） 日程第21、議案第38号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書92ページをお願いします。

議案第38号 町道の路線認定について説明を申し上げます。

今回の町道の路線認定の目的は、開発行為による道路の帰属に伴い新たに道路認定を行うものでございます。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものでございます。なお、認定する路線は6路線でございます。

最初に、路線番号441については路線名東郷線でございます。起点については字東郷172-4地先から終点は字東郷172-13地先でございます。次のページには、町道路線認定箇所図がございます。場所につきましては岩地蔵用水路の西側の南北の道路でございます。道路延長は約155メートル、幅員は約6メートルでございます。丸印が起点、矢印が終点でございます。

前のページに戻りまして、路線番号580については路線名が下茨田線でございます。起点については字下茨田136-15地先から終点は字下茨田136-10地先でございます。94ページは、町道の路線認定箇所図でございます。場所につきましては下茨田県営住宅の南側の開発地域内の道路でございます。道路延長は約141メートル、幅員は約6メートルでございます。丸印が起点、矢印が終点でございます。

92ページに戻りまして、路線番号771から773までについては逢隈中泉字沼添地域内の開発行為に伴う路線であり、路線名が沼添1号線から沼添3号線であります。起点及び終点についてはごらんのとおりでございます。95ページには箇所図がございます。場所につきましては逢隈医療センターの西、南の方向の開発地域内の道路でございます。道路延長は1号線から3号線まで合わせますと約293メートル、幅員は約6メートルでございます。丸印が起点で、矢印が終点でございます。

92ページに戻りまして、路線番号774は館南中線でございます。起点については字館南51-32地先から終点は字館南51-40地先でございます。96ページには箇所図がございます。場所につきましては亙理高校の南側の開発地域内の道路でございます。道路延長は約235メートル、幅員は約6メートルでございます。丸印が起点、矢印が終点でございます。

以上で議案第38号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第39号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第10号）

議長（安細隆之君） 日程第22、議案第39号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第39号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亶理町一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ189億6,221万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745億2,520万9,000円とするものとございます。

第2条 繰越明許費。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条 債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正

による。

第4条 地方債の補正。地方債の変更は、第4表地方債補正による。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、27ページ、28ページをお開きください。

27ページ、歳出でございます。歳出につきましては、まず全般的なことを申し上げますと、事業費の確定それから、確定見込みによります減額、それから人件費で補正がございますけれども、これは共済費の負担率が上がったということから増額補正するというのが主なものでございます。

ページ数もかなりありますので、増額補正になるもの、それから減額の額の大きいものを中心に説明させていただきたいと思っております。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費8,735万4,000円の増額補正でございますが、右側説明にございますけれども、職員人件費のうち職員手当の減額がございますが、これらの時間外勤務手当の減額でございます。これにつきましては前年の実績を勘案しまして例年度よりはかなり多く見込んで予算措置をしたわけでございますけれども、任期付職員の採用、それから派遣職員の増加等によりまして見込み額で減額になるということから今回減額したものでございます。

同じく、自治法派遣職員等負担金8,285万6,000円の増額ですが、当初8人での派遣職員分で予算措置しておりましたけれども、各自治体からご協力によりまして、現在24人の職員の派遣をいただいております。そのようなことからふえた分、不足する分を補正するものでございます。

それからその下にございます臨時職員賃金1,364万9,000円の減額につきましては確定見込みができたということから減額するものでございます。

その下になりますけれども、補助金で2,774万円の増額がございますけれども、これにつきましては浜吉田北区の集会所の新築に係る工事費分が2,400万円ということで、ほぼこのものが占めているわけなんですけれども、残りの374万円ぐらいにつきましては十文字町、南町南北、箱根田西、開墾場区のそれぞれの集会所の修繕費でございます。補助金でございます。

次に32ページをお願いいたします。説明の上のほう、中段ぐらいになるんですけども、基金管理費のうち8東日本大震災復興交付金基金3,511万1,000円の増額が

ございますが、主なものにつきましてはこの積立金欄の真ん中にございますけれども、下水道整備事業3,225万円の増額が主なものでございます。これにつきましては、第5回目の交付金で内示を受けたということから予算化するものでございます。場所につきましては、浜吉田郵便局前からさらに延ばす部分の工事費でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、41ページ、42ページをお願いいたします。41ページの真ん中ぐらいいございますけれども、3項1目災害救助費でございますけれども、右側の説明欄にございますが、災害弔意金給付事業、それから災害障害見舞金給付事業につきまして事業費の見込み額が確定したということからそれぞれ減額するものでございますが、参考までに平成24年度の実績でございますけれども、弔慰金が2件、見舞金についてはゼロという実績になってございます。

次のページをお願いいたします。43ページ下のほうになりますけれども、4款1項5目環境衛生費1,298万8,000円の減額でございますが、これの主なものにつきましては13節の委託料の減額でございます。これにつきましてはあぶくま公園の除染を初めとします町内の空間メッシュ調査、それらの事業費が確定したということから1,294万9,000円を減額するというのが主なものでございます。

次に47ページ、48ページをお願いいたします。47ページ一番下になります。6款1項4目農業振興費5,479万3,000円の増額でございますが、右側説明、補助金の一番下にございますけれども、亘理町放射性物質低減対策事業費補助金ということで、3,312万円の増額をしておりますが、これにつきましては平成25年作付の予定をしております田んぼ1,800ヘクタール分の放射性物質の低減を図ることから、塩化カリを10アール当たり20キロを農協経由で配布する、そのための補助金という内容でございます。

次のページをお願いいたします。説明の上のほうにありますが、19東日本大震災農業生産対策事業費3,082万4,000円でございますけれども、これは農協が事業主体で実施します平成25年産の水稻作付のための育苗用のパイプハウス、それから育苗箱を整備するための補助金でございます。

同じく、6目農地費5,680万8,000円の増でございますけれども、主なものにつきましては説明にございます9の県営農地整備事業費の下のほうにありますけれど

も、県営災害復旧事業負担金、これにつきましては事業費の繰り越し、それから追加工事費の確定によりまして3,039万円を増額するものと、さらにその下に農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金というのがございますけれども、これは県が交付金事業として実施します町内約1,150ヘクタールの圃場整備でございますが、今年度分につきましては換地業務、それから相談業務を行うということで、その事業費分といたしまして2,301万3,000円を追加補正するものでございます。

次に、下になりますけれども、13目復興事業費11億1万7,000円の減額でございますが、主なものにつきましては13節委託料4,022万2,000円の減額でいちごファームの運営につきまして緊急雇用創出事業を活用して実施しているということでございますけれども、この際の交付金の決定等がおくれたということから造成や施設の建設もおくれております。そのようなことから結果的に雇用期間が短くなったということと、人数につきましても15人を計画しておりましたが、10人に減ったということから最終的に減額になるという内容でございます。

次のページをお願いします。右側説明、一番上になりますけれども、1億5,000万円の減額ということで公有財産購入費でございますけれども、これにつきましては交付金事業を活用しまして鳥の海湾内の防潮堤の背後地により強固な防御を図るという目的から防災緑地の整備を計画しておりました。しかしながら、協議の結果平成25年度以降での継続協議となったことから、用地取得を予定しておりましたが減額するというものでございます。

次、その下になります11亘理町いちご選果場整備事業費8億9,737万円の減額でございますが、これにつきましては工事費等の支出を全て平成25年度に行うとなったことからそれぞれ減額をするという内容でございます。

次のページをお願いします。7款1項2目商工振興費4,319万8,000円の減額でございますが、これにつきましては右側にそれぞれ補助金がございますけれども、被災しました小売店等の経営再開のために借入金の利子2.2%補助するという事業を行っておりますが、それから営業再開するときに設備資金を補助するという事業を行っておりますが、それぞれの事業の見込みが出たということから減額をするものでございます。

次のページをお願いします。8款土木費でございます。4項6目復興事業費73億

2,976万9,000円の減でございますが、主なものにつきましては右側説明にございます。まず、5 災害公営住宅整備事業費35億7,945万5,000円、その下にございます8 防災集団移転促進事業費33億540万円のそれぞれの減額ということでございますけれども、これにつきましては3年間で実施する事業費を全て計上するという指導によりまして行っておりましたが、今般平成24年度分の事業費が確定したということと、これも指導によりまして、平成25年度以降に実施する事業費分につきましてはそれぞれの実施する事業で、それぞれ改めて予算計上となったことから平成25年度以降の分を減額するというところでございます。

次のページをお願いします。説明、上のほうにございますけれども、9 被災宅地復旧支援事業費6,120万円の減、それから下にございます10住宅建築物安全ストック形成事業費3億7,326万円の減額がございまして、これにつきましても事業費の確定とかさ上げの補助、それからの新築する場合の利子分の補助ということを行っておりましたが、事業見込み額が出たということで減額とするものでございます。

次のページをお願いいたします。9 款消防費でございます。1 項 1 日常備消防費1,337万円の減額でございますが、これにつきましては亘理地区行政事務組合の職員2名が今年度途中と、前年度末に早期退職者があったということからの給与等が減額になりました。そのようなことから、町の負担分も合わせまして減額補正するというものでございます。同じく、5 目防災費1,342万5,000円の減額でございますが、これは防災無線の平成24年度実施分が事業費分確定したということから、減額するものでございます。なお、この防災無線につきましては、平成25年度で全て完了するという計画でございます。

それでは次に、71、72ページをお願いいたします。11 款災害復旧費でございますけれども、4 項 1 目災害廃棄物処理費105億3,903万6,000円の減額でございますが、これにつきましては平成24年度分の災害瓦れき処理量等の確定によりまして減額するもの。それから同様に積み込むための借り上げ重機の燃料費も合わせて減額するという内容でございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、11ページお願い申し上げます。

歳入でございます。歳入につきましても同様に歳出と同じように歳出の事業費の確定等によりまして、合わせて減額するというものが主なものでございます。それ

ではこれも額の大きいものを中心に説明させていただきます。

初めに、1款町税でございますが、2億1,800万円の増額ということでございますが、1項2目法人からのずっと下がりました4項1目町たばこ税までそれぞれ増額となっております。これにつきましては復興特需の影響によりまして法人町民税の増、それから町外からの工事関係の労働者といえますか、人たちが入ってきているということからたばこ税が伸びているということからふえているのではないかと思います。

次のページをお願いいたします。6款地方消費税交付金1,332万3,000円の減でございますが、これは県から見込み額を示されたということから合わせて減額補正しているものでございます。

次に、9款地方交付税22億9,987万4,000円の減額でございますけれども、これは歳出におきまして災害関連事業の事業費が減額になったということから、補助額の残分として交付されます震災復興特別交付税もあわせて減額になるという内容のものでございます。

次に、一番下になりますけれども、11款2項1目民生費負担金2,409万9,000円の減額でございますが、これの主なものにつきましては保育料の減免などによる減額で、あわせて減額になるという内容でございます。

次のページをお願いいたします。13款国庫支出金1項4目災害復旧費負担金1億1,624万6,000円の減額でございますが、これは学校関連事業の補助金等につきましては歳入全てにつきまして平成24年度の事業費分も含めまして平成25年度で合わせて一括で交付されるようになったことから減額するという内容でございます。

下のほうになります。2項3目土木費国庫補助金の増額補正ですけれども、これにつきましては右側説明にございますけれども、⑭の下水道整備事業交付金3,225万円の増額が主なものでございますが、これは先ほど歳出でご説明申し上げました第5回目の交付金事業で浜吉田郵便局前から延伸する分の補助金でございます。

次のページをお願いいたします。19ページ真ん中ぐらいになりますけれども、14款2項4目農林水産業費県補助金でございますが、説明⑩東日本大震災農業生産対策交付金1,625万5,000円の増額につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げまし

た水稻の育苗ハウスや育苗箱等の整備の補助金でございます。また、その下に㊸宮城県農業生産早期再開対策事業補助金603万6,000円というのがございますけれども、これにつきましては今申し上げました事業に対する県のかさ上げ補助でございます。

9目労働費県補助金7,461万9,000円の減額でございますが、これは緊急雇用創出事業分で各課で減額になった分の合計額という内容でございます。

次に、3項5目民生費委託金3,330万4,000円の増額でございますが、これは平成23年度に実施いたしました住宅の応急修理補助金、これの精算分として不足していた分を補正で増額というものでございます。

次のページをお願いいたします。16款1項1目寄附金でございますけれども、右側に記載がございますけれども、東日本大震災復興資金といたしまして30件243万1,000円を初めといたしまして、合計で47件417万1,000円の貴重なご寄附を頂戴しております。改めて心から御礼を申し上げるところでございます。

一番下になります17款1項1目財政調整基金繰入金2億367万7,000円の減額でございますが、まず今回の補正の調整財源としてこれは減額するものでございます。それから、一番下10目震災復興基金繰入金7億7,271万5,000円の減額でございますけれども、次のページをお願いいたします。説明欄、右側の一番上にございますけれども、ここに各事業減額がございますけれども、これにつきましてはここに記載のある事業につきましてそれぞれ歳出で減額になったということからあわせて歳入分も減額しまして基金に戻すというものでございます。

その下でございます12目東日本大震災復興交付金基金繰入金63億6,315万3,000円の減額につきましても、同様に右側説明にございます各事業につきまして歳出の減額にあわせ歳入も減額しまして基金に戻すという内容でございます。

19款4項1目雑入2,346万8,000円の増額でございますけれども、これにつきましては右側説明の下から2段目にございます6節町民生活雑入でございます。瓦れき処理に伴います金属くずの売り払い収入3,307万4,000円が主な理由でございます。

次のページ、お願いいたします。20款町債でございます。1項4目土木債4億4,740万円の減でございますが、これは災害公営住宅整備事業の減額に合わせてこ

ちらも減額するという内容でございます。

次に、6ページお願いいたします。第2表繰越明許費でございますけれども、年度内に事業完了することが難しくなりました災害公営住宅整備事業を初めとしますここに記載のあります5事業につきまして、それぞれの額を25年度に繰り越すというものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございますけれども、これにつきましてはいちご選果場の管理業務委託料それからいちご選果場の新築工事につきまして平成25年度までの限度額をそれぞれ設定するというものです。この下に直轄特定災害復旧事業「亘理山元地区」負担金というのがございますけれども、これにつきましては国営県営で整備しました鑑川や舟入川などの排水機場、それから防潮樋門等の設備の事業費の負担金につきまして事業完了の28年度に行うという計画であることから平成28年度までの限度額を設定するものでございます。

第4表地方債補正でございますが、先ほどご説明申し上げました災害公営住宅事業の平成24年度事業費の減額に伴いまして借入金の限度額も5億5,260万円から右側補正後でございますが、1億520万円に変更するという内容のものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 60ページです。防災費の中で防災無線整備事業費の中の1,200万円の減額と工事費でありますけれども、これで平成24年度分は防災難聴地域は完全にクリアできておるのかどうか。平成25年度が最終年度ですから、あと1年ありますけれども、現在あとどこが残っているのかわかりませんが一応これで難聴地区はないのかどうか確認します。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回1,200万円ほどの減額でございますが、本年度の防災無線の工事は49基を更新したという状況でございます。それで、おおむね今回の場合の重点は津波被災地である荒浜吉田地区をメインに実施したという状況でございます。そういうことで、事業費が確定したことによって減額ということございまして、

これは3カ年度平成23年から25年度までの債務負担行為を設定しておりまして、支払限度額が100%でなく90%まで支払うということでございますので、1%については予算化して減額するという形になっております。

ちなみに、今後どこということでございますが、津波被災地は終わりましたので、来年度は残りの39基について逢隈地区と互理地区の残りのエリアを改修して終了ということでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、40ページ3款2項1目障害児施設給付事業、これは恐らく障害児デイサービスだと思うんですけども、これはなぜ約373万円増額されたのか、これが1点目。

それから46ページ4款2項1目ごみ集積所建設費補助金。これはどこのごみ集積所を建設するための補助金なのか、この2つについてまず答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 1点目の3款2項1目障害児福祉事業経費、議員さんがおっしゃるとおり、児童デイサービス事業の給付費の関係でございますが、増額の理由としては対象人数がふえたということでございます。ちなみに、当初予算で21名で考えておりましたが、現在24名利用となっております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） ごみ集積所の補助金の関係でございますけれども、現在平成24年度で新設が14カ所、修繕が6カ所出ております。今回補正するのは新設の部分で開墾場、野地、大畑浜南の被災地の建設費をお願いしたいということでの計上でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

50ページ、6款1項13目鳥の海灣防潮堤強化事業ですけれども、これ復興交付金

の対象に、現在なっておりませんから、なぜ復興交付金の対象になっていないのか、その理由を説明してください。

次、56ページ8款4項6目、先ほど企画財政課長が説明しましたけれども、災害公営住宅整備事業及び防災集団移転促進事業、これは当初3年間で計上しなさいという指導もあって、それではなくて単年度ごとに計上しなさいと、何でこういう、どういう理由でそういうふうに変ったのか、国の方針ですね。何でそう変ったのか説明してください。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、鳥の海湾防潮堤強化事業ですね。これは、鳥の海湾のほうに3.6メートルで県のほうで防潮堤をつくれますけれども、その裏に5メートルの二線堤の関係で今回やりたい。場所は鳥の海湾西側、木村商店から菊地屋さんまでの間に二線堤が走ってきます、5メートルで。その分を今2号樋管のほうから二線堤来まして、菊地屋さんから木村商店の間も5メートルにしたいという計画で進んでいましたけれども、復興交付金の絡みでその前に3.6メートルと一緒にその部分を5メートルやりたいという話をしていますが、ちょっと今復興交付金でこれが対象、復興庁と今お話しはしていますけれども、ちょっと難しいということで、先ほど財政課長が言ったように引き続き復興庁と協議をして新たに決まったらこの事業を上げて整備していきたいと状況でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅整備事業、そして防災集団移転促進事業につきましては復興交付金として申請を平成24年度させていただきながら、当初復興庁のほうからも平成24年度、25年度という複数年度、3年分を平成23年度から一括して交付という形になりました。その際については復興庁のほうから交付をいただいたということで、町のほうとしてもその数字を予算化しながらその後の繰り越し、事故繰越という形の処理をするという話を伺っておりましたが、実際復興交付金の中の取り扱いといたしまして、その後復興庁のほうから復興基金という形で積み立てることによって処理して問題ないという話になったために、繰り越しではなくて当該年度必要な額を予算措置しながら進めていくという形で今回このような減

額補正をお願いしているものでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 鳥の海湾防潮堤強化事業ですけれども、難しいことはわかりましたけれども、復興庁はなぜ復興交付金の対象の事業に該当しないと言っているのか、難しい理由がわからないですね。その理由を述べてください。

6ページですね。繰越明許費5件ですけれども、繰越明許費は翌年度1年間だけ繰り越しができるようになっていて2つの要件があって、その性質上年度内にその支出がされない見込みのあるもの、これがまず1点目ですね。2点目は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が見込めないもの。2つあるんですよね。この5件はどれに該当するんですか。両方に該当するのか、その説明をお願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、最初の質問でございますが、今県のほうで防潮堤3.6メートルで計画しております。それにうちのほうの二線堤5メートルというロケーションでやりたいというお話をしていましたけれども、県の3.6メートルがあるのに、何で5メートルでつくる必要があるのか。その問題を解決しないとアロケーションできないのかなと思って、引き続きその辺で復興庁と協議していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 2点目の繰越明許費の関係でございますけれども、1番目の当年度で完了が難しくなったという理由でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 同じ6ページの繰越明許の関係ですが、今質問があったように1年間繰り越しできますよと、それで平成25年度目いっぱいかかる事業は今のところどれなのか。あるいはまた早目にどんどん完成、事業が進行するという事業もあるかと思えます。その辺の見込みをここで示していただきたいと思えます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 繰越明許につきましては全て平成25年度で完了するものという

こととございます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それは十分理解していますが、例えば上半期ごろで終了するもの等あるかと思えます。私はそれを尋ねているんですが。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅整備事業に係る5億1,953万円となりまして、予定としておりますのは大体前期の中で完了していきたいというものでございます。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 2件目のハザードマップの策定事業の690万円の限度額設定でございますが、これについては地域防災計画の見直しの策定期間が秋ごろということで、今現在9月を目標にしておりますので、同じ時期に完成を見込みたいということとでございます。

以上です。

議 長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 次の、避難階段の実施設計の繰り越しですけれども、こちらにつきましましてはできれば夏ごろまでには実施設計をお願いしたいなと思っております。なお、新年度で今度工事費を上げておりますので、それに継続をつなげてまいりたいと、このように考えております。

次に、長瀬小学校の解体工事ですが、こちらにつきましましては思いのほか時間がかかっております。と申しますのは、皆さんも御存じかと思えますけれども、長瀬小学校というのは連絡通路、舟入川の連絡通路ですね。あれから始まりまして、外には今度外部の大きな浄化槽があるんですね。そういったものが、荒浜中学校と違ってかなり時間がかかっておりまして、こちらについては時期的にはちょっとかかるんじゃないかと考えておりますけれども、なるべく早く終わるようにお願いしているところでございます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君）最後になりますが、災害廃棄物処理事業でございますけれども、この件は家屋解体及び基礎解体の件でございます。3月の広報にも載せておりまして、特に基礎解体が非常に多く出るものだと思っておりますので、予算の中で対応していきたいという考え方を持っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 6ページ繰越明許費、重なりますけれども、ハザードマップなんです。平成24年3月定例会に町長は施政方針演説で今年度中に作成するという明言しているにもかかわらずできなかった理由、地域防災計画がおくれているという話なんですけれども、じゃなぜ地域防災計画はおくれたのかというのが1つ。

あと、長瀬小学校なんですけれども、12月定例会で工事契約を我々議決しました。期間が12月20日から3月22日までです。例えば3月31日までで1億800万円の予算ですけれども、その中で1,000万円とか2,000万円残るんだったらわかりますけれども、3月22日という工期の中で6,000万円、総事業費の半分残っているんですね。その辺、この事業の進捗を見たときに入札したときとまるきり計画がずれているんじゃないかと思います。

3点目ですけれども、債務負担行為いちご選果場の新築工事です。これはたしか2月22日に落札決まっております。阿部建設ですね。予定工事価格が7億5,300万円、落札が6億1,100万円。かなり安い金額で落札していたんですけれども、これは最低価格とかいうのは関係なかったのかどうか。

もう1つ、できれば地元の事業なので、全部で7社入札していると思うんですけれども、地元の業者も何社かおりましたけれども、やはり大手にはなかなか勝てないという実情があるので、できれば復興の工事というのは限られているものですから、その中で地元にはやはり仕事を渡したいという部分でJVとかを組んでできなかったのかどうかということです。

それと28ページになります。集会所5カ所に助成金2,700万円ですか。5カ所のそれぞれの金額と、条件、例えば総工事費の半分で上限が幾らとか、そういうものが多分あると思いますので、その辺を教えてください。

それと、58ページになります。これは11月臨時会なんですけれども、17節真ん中

ぐらいですね。荒浜吉田地区土地利用計画、多分これは11月7日臨時会で災害危険区域の土地利用方法の策定として約9,800万円計上していました。この関係だと思えるんですけども、その辺の計画はどこまで進んでいるのか。その中で提案書作成業務がどういう位置づけなのか。これを教えてください。

それからその下、いちご京浜市場、これは前にもお尋ねしましたけれども、いちご市場拡大というんじゃなくて亙理町の地場産品一般という話は聞きました。ただ、このいちご拡大といいますと、まだまだ亙理町でもいちご復興が100%になっていない中で何で仙台市場、北海道市場があるにもかかわらず京浜地区に持っていくのかどうか。その辺理解できないんですね。当然、生産量が震災前を上回るんだったらわかるんですけども、今ですらこの辺の市場は栃木県のいちごが来ております。ということは、地元のいちごが当然、今は生産していないんですけども、足りないという中で何でこの事業をここに委託しているか、その辺です。

最後です。66ページ、図書館、資料館、休館しました。これはいつからいつまで休館したかお尋ねします。

以上です。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、1点目の繰越明許関係の地域防災計画の見直しとハザードマップ関係でございますが、地域防災計画は平成24年度中に完成する予定ということで作業を進めさせていただきました。しかしながら、途中から原子力対策が追加された。そして県の防災計画もそれに伴いまして今月中旬ごろに最終的な防災計画が決定するということですので、本町の地域防災計画の見直しを今の段階で締めさせていただきますと再度もう1回見直しをしなくてはならないという二度手間になる関係から、やはり県の防災計画の策定を十分見据えた上で策定する必要があるということで防災会議でもこれを了承していただきまして平成25年度に繰り越したい。

そういうことから、ハザードマップについても同じような形で今大学のほうとも調整しておりましてやっとならぬハザードマップの、要するに津波シミュレーションが提供いただけるという同意が得られましたので、そこら辺も含めて時期的な問題もございまして、平成25年度秋までには完了したいということでの理由でございます。

す。

あと、ちょっと飛ばさせていただいて総務課の予算、28ページ亘理町集会所建設事業の今回の補正額が2,774万円の補正内容でございますが、今回新たに津波によりまして浸水区域として改築するという行政区は浜吉田北区でございます。48坪の集会所を建設するというので、これの今回の補助対象は津波浸水地区については集会所の補助要綱で100%の補助をする。地震の関係についての内陸部については全体事業費の4分の3まで補助するというのが集会所補助金要綱の一部を改正しておりまして浜吉田については2,397万3,000円の経費でございます。そのほかについての4地区については、十文字町については事業対象経費の2分の1ということでございまして、これは公共下水道の切りかえ工事ということなものですから、通常のものということで70万円です。南町南北の集会所につきましては外壁と屋根の改修でございますから、これも通常でございますので、65万3,000円、箱根田西区と開墾場について津波浸水区域で大がかりな改修補修が必要だということで、箱根田西については壁の塗りかえ、外壁の張りかえ塗装等で161万8,000円でございます。開墾場の集会所についても津波でかなり被害を受けまして、外のほうの壁、雨どい、建具等を再度修繕しなくちゃならないということで、79万7,000円でございます。

以上が明細でございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 2点目の長瀬小学校の解体工事の進捗状況の金額の繰り越しということですが、議員も御存じのとおりこの契約は1億1,366万8,000円だったと思います。そのうち、前払いとして5,400万円ほど払わせていただいております。残りの金額が繰越額ということで今回出しているわけですが、御存じのとおり先ほど議員がおっしゃったとおり工期は3月22日までということですからまだ日にちはございます。また、年度内、3月31日までということになればまだ日にちがございます。私ども現場ちょっとなんて見てきたんですけど、今、西の3階建てのほうを解体しております。そうすると今の状況からいけば進捗率的にいけば東の校舎までは入っていくだろうと見ております。

そういった中で、ただ全てが3月31日までに終わるかという疑問視されたもの

ですから、都市建設課とも協議しながら繰り越しするものと決めたものですから、平成25年度かかって壊すという状況ではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、債務負担行為の関係でございます。いちごの選果場。これは最終日程の15日、請負契約の締結ということでかけたい。その折に先ほどの件についてご説明を申し上げたいと考えております。

それで、引き続き関連でございますが、58ページでございます。いちごの京浜市場拡大PRということで、なぜ東京のほうにまだいちごが100%になっていないのという質問でございますが、うちのほうで今考えるのは、確かに今回のいちごの施設、9月に約24ヘクタールほど施設だけで造成されます。被災前と比べますと確かに70%までは施設は回復します。ただ、高設でございますので、その辺はある程度とれるのではないかという観点から量については被災前ぐらいまでいくのかなと思っております。

ただ、なぜいちごを京浜のほうにやるかといいますと、うちのほうで今ほとんどが北海道でございます。一部が仙台ということで、もう少しいちごの1個の単価を上げるためにはどうしても違う市場も今後模索しておかないといけないんじゃないかということで、今回京浜市場のほうにPRしながらやっていきたいという考え方を持っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは58ページの委託料50万円の件ですけれども、確かに11月の委託料9,800万円、それとの関係でございます。危険区域の跡地利用、これはプロポーザル方式、指名型プロポーザル方式をとっています。指名したのはたしか6社だったと思います。今月末に6社を呼んで実際の選定委員会の席上でのヒアリング、そしてヒアリング後に業者を決定したいと、このようなことの費用でございまして、9,800万円というのは実際決まった業者に支払う金でございます。

以上でございます。これは、あくまでも参加するための策定の費用ということで

ございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。生涯学習課長。（「図書館」の声あり）

生涯学習課長（鈴木久子君） 郷土資料館、図書館の休館につきましては1月10日から2月15日まで休館しておりました。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そこで図書館の休館時期なんだけれども、例えばこの時期というのはちょうど入試を控えている時期なんだよね。その方たち、子供たち、生徒が多分使っている、一番需要の高い時期だと私思うんです。そこ、何で配慮して休館しなかったのか、そこお聞きしますね。

あと、いちごを京浜に持っていく方に関しては、副町長が前に市場に勤めていたので、それが本当に必要かどうか、逆にやはりどのくらいの生産量になるのか。多分高設だから収穫量が上がるだろうということですが、これはとってみないとわからないんですよね。作物というのは。ひょっとしてとれないかもしれない。とれない中で市場だけ拡大して物がなかったということも考えられますので、この辺は慎重にいていただきたいなと思います。

理解できなかったんだけど、一番最初のいちご選果場の入札させるために地元の業者さんで共同企業体をつくるというのは不可能なんですか。そうしないとなかなか大手のゼネコンの人たちと対等に入札ができないのかなと思うんですけども、それをお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） なぜ1月に実施しなければならなかったかというご質問でございますけれども、災害査定、それから実施設計の時期、当初は11月から12月ごろに工事を実施する予定にしておりましたけれども、そういった災害査定、実施設計の関係でおくれたものでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、いちごの関係でございますが、確かに議員さんがおっしゃられたのもあるかもしれませんが、ただ、今回やはりうちのほうでいちごのハ

ウスをつくって最初の年だということでその辺である程度気合いを入れてPRしていかないとどうなのかなということもありまして、少しことしと来年ぐらいはその辺でやっていきたい。

ただ、高設につきましては確かにとってみないとわからないんじゃないかと、確かにそのとおりでございますが、今までのデータからしますと、土耕よりもとれるという結果を踏まえていますので、その辺で作物についてはそういう考え方を持っています。（「JV」の声あり）

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 私が答えるのもどうかと思うんですけども、内申を受けたところでそれがどうかということで指名委員会のほうで決定するわけなんですけれども、地元優先といいますか、地元の業者さんを使うということはずっとやっております。なるだけ使うようにということでやっております。ただ、何でもかんでもというわけにはいかないという部分もございまして、特に建築の場合町内のほうになかなかないというのもございます。それが規模が大きくなればなるほど建築のほうになかなか難しいということで新たに今度JVを組むとなるとまた期間が変わるということがありまして、その期間とかを見まして組めるものには組むようにして、なかなか難しいものについては早期着工というのを優先しながらやっているというのが実情でございます。

ただ、地元を考えるということは町長からも指示を受けて各課ともそういった形で内申という形で出してきてもらっているという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） いちごの関係ですけれども、今まで農家の方で小さいときから震災なるまでの40～50年間土耕でやっていた方が今回新たに新方式でやるわけですよ。そのとき確かに統計的には高設のほうがとれるという、それはあるかもしれませんが、何せ初めての取り組みの中で余り周りだけが騒ぎ過ぎている部分もあるのかなと逆に心配しているんですよ。逆に、プレッシャーかかっているんじゃないかと、農家の方たちに。そういうことを心配していたものですから、余り最初からPRPRで互理いちごをいっぱい売り込もうというのも反対ではないんです

けれども、騒ぎ過ぎなのかなと私は思いました。

図書館なんだけれども、確かに災害査定とか国の方針があるんだけれども、そこに一つ子供たちの配慮もあってもよかったのかなと、これは期間とかは決まっていて、絶対ずらせなかったかどうかわからないけれども、子供たちにも配慮するような休館日をつくってもいいのかなと思ったんですが、その辺も検討したかどうか。

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 大変、いちごのことを心配していただきましてありがとうございます。

実は、マーケットにつきましては私も大分長くおりましたので申し上げますけれども、よく言われる6次産業、6次産業というところと恐らくぴっと答えられる人は少ないんじゃないかと。これは掛け算じゃないんですね。1プラス2プラス3で6なんです。1というのは生産、2は製造、3がサービス。これを今6次産業6次産業とちまたで言われていますけれども、今までの亘理のいちごは1次と2次だけだったんですね。いわゆるつくって製造するまでは農家の人がやっています。3次のほうは農協さんがほとんど、95%は農協さんがやったわけです。

このたびの生産体制というのは少なくとも持ち主は町でございます。したがって、今まで販売は町はほとんどタッチしていなかったわけですが、今回はやはり町の所有になるわけですから、町の責任があります。東京のマーケットというのは非常に広いわけですし、競争が激しいです。東京で一流になれば十分やっていますけれども、今のところ残念ながら亘理のいちごでは東京では従来は4月の半ばから6月初めまで、その期間きり売れなかったということです。

今回、いろんな支援の方々が来ています。その中で、東京の方々から、我々亘理のいちごを中心に、いちごだけじゃなくて亘理の産品をPRしながらいわゆる先売りしていきましょう、研究会も立ち上げましょうと、こういった申し出もあったんです。そういった形での今回は何ていいますか、プランといいますか、ですから物もすぐ売れるわけじゃないんですね。どうしたら東京のマーケットで亘理のいちごもほかの産品も売り込むことができるかと。幸いに、現在東京3区のほうからも派遣職員もいただいています。そういった所の物産展でもいろんなものを売らせていただいていますけれども、そういったことを東京のマーケットをいかに開発していく

かということが今回のこの事業の狙いですから、その辺をご理解いただきたいと
思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 今後につきましては、利用者にも配慮した工期等を検討して
まいりたいと思いますが、今回は先ほど申し上げた理由等もございますので、ご理
解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 20ページの重点分野雇用創造事業交付金。この時点で、減額が
7,460万円という金額になっていますけれども、先ほどの説明では各課の賃金を積
み重ねていくとこのぐらいの減額だという説明なんですけれども、事業はどのくら
いあって、今の時点でこのぐらい大きい金額を減額するということは何か理由があ
る。ただ単に積み重ねの金額でこのぐらいのボリュームにならないと思うので、そ
の中で一番大きい事業の減額は何なのか、何事業の分で減額しているのか、それ
について伺います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 私のほうでヒアリングの際にまとめた資料がございますの
で、私のほうから回答させていただきたいと思います。全部で8事業ございます。
その中で一番大きいのが先ほど歳出の減額のほうでも説明したんですけれども、
ストロベリーファーム構築事業というのが4,022万2,000円で一番大きい額というこ
とでございます。

課につきましては、商工観光課から農業委員会、生涯学習課、総務課、農林水産
課、企画財政課までの6課にまたがってそれぞれにございます。よろしいでしょ
うか。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 当初こういう事業を組んで緊急雇用重点事業って、これはいろいろ
名前が変わるんだよね。ことしは重点になったのかな。来年は別の雇用創出事業と
か、そういう形に名前が変わるようなんですけれども、事業の、私は総括でも質問して
いますけれども、ストロベリーファームのように4,000万円も減額するということ

は事業として体をなしていなかったんだよね。当初から。立ち上げることができなかったということだ。4,000万円の事業を減額するということは。

数人しか集まらなかったとか事業が立ち上げられなかったという歳出では説明だったけれども、要するにこの事業としてなるための補助事業ではなかったということでこの3月の時点で減額するんだけど、それまで言われれば何をやっていたのかと質問が出るわけ。当初で上げておいてね。努力はしているんだろうけれども、いちごファームというのは目的がどういう目的で立ち上げようとしたかわからないけれども、雇用創出かそれとも新しい農場をつくるのか、その辺はいろいろあるだろうと思うんだけど、それに集まらなかったし。立ち上げられなかった、早々にこういうのは諦めるべきだったんだ、ことしの中では、今の時点でなくて。それで別な事業に振り分けるとかそういう発想もあってもよかったのかなと私は思うんです。その辺について伺います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） この事業、今までずっと説明してまいりましたけれども、いちごファーム、今建設しました2,500平方メートルのいちごハウスを2棟建てております。その中にいちごをやめた方の雇用促進を図ろうということで考えておりましたけれども、このいちごファームのハウス建設が思うようにできなかったということで、当初見込んでいた5,000万円ぐらいのお金が使えなかった。ほとんどが緊急雇用、15人ほど雇い入れて働いていただくという事業でございましたけれどもいろいろと紆余曲折しましたけれども、2月5日に8人ほど採用いたしました。今この2,500平方メートルの2つのハウスに4万株のいちごを今植えております。3月末までにはそのうち約8,000株のいちごをならせたいと、実がなったものをハウスでいちごの実をとっていろいろそこから日本中に発信していきたいという考え方を持っています。

ただ、この事業は緊急雇用だけを生み出す事業ではございません。いろいろとありましたけれども、厚労省とタイアップしまして地域支え合い事業ということで、仮設に入っている老人の方が出て歩かない部分の解消の一環として園芸療法などをしていきたいということで、やっていくような形でいきたい。

もう1つは慶応大学と業務提携をしましたけれども、いろいろと先端技術を活用

した研究をやりたいということで、今後來年からこの緊急雇用も100%使いながらやっていきたいなど。来年が本当のフル回転だと思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 確かに新しい試みでそういうチャレンジするのは従事する方々もその事業としてもそれはいいんですけれども、やはりそれなりの金を投資するという事は返ってくることも1つは見込まないと、その人たちがどのくらい楽しんで働けるのか、青果物が成果品としてどのくらい返ってくるかとか、そういうのを常に照らし合わせてやっていってほしいと思うんだけど、そういうものを常に意識しながらこういう事業を新しく立ち上げて金をつぎ込んでやっていくと、その人たちの生きがいつくりにもなるというのはわかるんだけど、園芸療法だって同じだと思ってるんだけど、やはり効果というのは常に頭の中に入れてこういう投資はやっていただきたいなと私は思います

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先ほどご意見をいただいたことを念頭に置きながら今後その辺を考慮しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 21ページの寄附金の件で伺いたいと思ひます。ここに説明のほうには例えば荒浜中学校復旧資金として1件100万円となっております。そうするとそのまま荒浜中学校復旧資金として100万円を渡すということなんでしょうか。それを伺いたいと思ひます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） これは、町のほうに今いただいているということで、目的がこのような目的なものですから、町の予算にしまして例えば中学校の工事費に使うとかそういった形で活用させていただくということになります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 実は、山元町の件、皆さんも大体把握していると思いますけれども、社協で5,420万円使途不明金が出た、その中に震災の寄附金も入っていたという報道がございました。そのような形で相手方に渡した、それはチェック体制というのはとっているのでしょうか。どういうものに使用したかというのは、そこまではとっていないのか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 先ほども申し上げましたとおり、お金を渡すのではなくてこのように町のほうで予算化をしまして歳出についても町のほうで予算化したもので使うということでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） わかりました。ちょっと私もつつい寄附金となりますと、どういうものに使っているのか今の説明でわかりました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。6番安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 保育所と保育園のことについてお尋ねします。40ページ、42ページなんですけれども、今回保育所費ということでかなりマイナスになっているんですね。それと保育園のほうの費用も500万円ほど少なくなっているんですけれども、これは子供たちが少なくなったためのものなのか。震災のために子供たちが少し転出したということでこういう金額になったのかどうかお尋ねをいたします。

もう1つ、44ページです。衛生費の予防費のところと健康増進費のところなんですけれども、母子保健対策費も460万円の減、健康推進事業も540万円の減です。平成24年度いろんな形でフォローアップしなければいけない事業がたくさんあったと思う中でこういう事業費が少なくなっているということは、事業ができなかったのかどうかということをお尋ねします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 1点目の保育所関係の運営経費等の減額でございますが、給食材料費につきましては議員さんがおっしゃられるように当初の見込みよりも人数が減っております。ただし、総体的には1月末現在では昨年と同じぐらいの500人と

ということで保育所のほうに入っております。これにつきましては、民間の保育所も含めてでございますが、ただ当初計画といいますか、当初予算の中では4歳児童の年長児さんのほう、もう少し入れて人数の増を図りたかったんですが、実質的には低年齢児のほうが大分申し込みが多くてそちらのほうで施設的に年長児のほうの人数が受け入れできなくなったために総体的に人数は減っております。

民間の保育所についても同じでございますが、一番下3款2項4目3細目私立保育園各種事業補助金につきましては事業等の関係で一時保育等にちょっと受け入れが余りできなかった面があって、その分で補助金等の減額でございます、これは直接的には児童の数は関係ございません。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 44ページになるかと思いますが、母子保健対策経費で賃金の減額しておりますが、これについては専門職であります保健師の確保が難しかったということで、その分の減額でございます。委託料につきましては、議員さんご発言のとおり、見込み人数より妊婦の数、乳児の数が少なかったということでの減額でございます。

続きまして、健康増進事業でございますが、これにつきましても一番大きいのが保健師の確保でございます。人材派遣会社を通しまして1年間派遣していただくと当初は見込んでおったところですが、それが3カ月で終えて9カ月分執行できなかったという点が一番多いものでございます。

がん検診につきましては、当初見込みより多少少な目ではございましたが、平成22年度等の受診率には回復しているものでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） ただいま保健師さんの確保が非常に難しいというご答弁があったんですけども、今現在退職された方とか何か、町内に住んでいらっしゃる方を再雇用みたいな形してお声がけというのはどのようになさっているんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ただいま町内の退職者で来ていただいている方、1名おら

れますが、体調のことから5日間通して勤務できない、今週1日か2日という状況でございます。県内及び全国に保健師会という会がございます、そちらにも私どもの保健師いろいろとかかわっておりますので、そちらに要望しているところがございますが、被災3県どこでも同じということではなかなか確保できていないという状況でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第10号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。休憩。

午後 3時03分 休憩

午後 3時15分 再開

議長（安細隆之君） 岩城教育長より会議のため退席の申し出があり、許可しておりますので、ご了承お願いいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 23 議案第40号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）

議長（安細隆之君） 日程第23、議案第40号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第40号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,712万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,885万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12、13ページをお開きいただきたいと思えます。

1款1項1目一般管理費24万1,000円の増額でございますが、これについては説明にも書いてありますとおり、共済負担金の率の増減での増額でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、財源の一般財源から国庫支出金なりその他の財源での手当をするということでの補正額はゼロでございますが、その額を変更するものでございます。

4項1目出産育児一時金840万円の減でございますが、これにつきましては当初60件を見越しておりましたが、12月までの件数、これから3か月分を見ますと約20件ほど減額せざるを得ないということで、出産数が減っているというところの見込みで減額をするものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金225万9,000円の減額でございますが、これについては80万円を超える高額療養費、これについて県のほうでの額が確定したことによる減額でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金700万8,000円の減額でございますが、これについては1件当たり30万円を超える高額医療費についての事業を県内で拠出しながらやっている事業でございますが、これにつきましても県のほうからの指示で700万8,000円を減額するものでございます。

次、14ページ、15ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事業費

補正額はゼロでございますが、一般財源から国庫支出金なりその他のほうから予算計上されるということで、組み替えをいたすものでございます。

9款1項1目財政調整基金積立金利子分でございます。8万1,000円の増でございます。

11款1項3目償還金6,447万3,000円の増額でございますが、右のページの6,447万3,000円、償還金が発生しております。既に交付されていた額5億1,251万9,000円を平成24年に予算計上していたものが、今回4億4,804万6,000円という額の確定したものですから、その額の差6,400万円ほどを戻すものでございます。

それでは、歳入のご説明いたします。8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項3目高額医療費共同事業負担金56万5,000円の減額でございます。額の確定によるものでございます。4目特定健康審査等負担金314万8,000円の増でございますが、特定健診について国から助成されるということが決定したものですから、その額の事業費の3分の1を歳入として見込んだものでございます。

2項6目国民健康保険災害臨時特例補助金52万2,000円、これにつきましては、原発避難者への県の補助分でございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金56万5,000円の減につきましては、歳出減に伴うものでございます。2目特定健康診査等負担金314万8,000円、国同様3分の1の県の補助を今回計上させていただいております。

7款1項1目共同事業交付金1,003万7,000円の減額でございますが、これについても歳出減に伴う減額補正でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金4,839万4,000円の増でございますが、これについても額の確定によりこの分については増額補正ということになっております。

9款1項1目一般会計繰入金、11ページにあります。保険基盤安定繰入金771万円については、額の確定により増額するもので、その次のその他一般会計繰入金221万1,000円でございますが、出産一時金等の減額、歳出減等に伴うもので一般会計から繰り入れする額が減額になることから、221万1,000円を減ずるものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金249万7,000円の減額でございますが、これにつつま

しても歳入歳出で歳入のほうが歳出を上回ったため財政調整基金に戻すものでございます。現在高は249万7,000円を戻すことによって4億2,209万5,000円となっている状況でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いいたします。

11ページ9款1項1目、これは一般会計から繰り入れたものでありますけれども、保険基盤安定化事業、これについて若干説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 保険基盤安定繰入金でございますが、当初予算では1億3,395万1,000円を見込んでおりましたが、確定額として1億4,166万1,288円となるものでございまして、その差771万円を増額するものでございます。その中で1億1,000万円の内訳といたしまして国からは1,006万7,000円ほど、県からは9,617万8,000円ほど額の内示を受けておるものでございます。

以上でます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 聞き方悪いかわからないんですけども、保険基盤安定化事業ってどういう事業なのか、説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） これにつきましては、保険者、被保険者の所得軽減等がございまして、それらを国県町で補填するものという理解をしているんですが、資料を持ち合わせておりませんので、それ以外のことについては後日回答ということでお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第41号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議長（安細隆之君） 日程第24、議案第41号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第41号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,534万8,000円とする。

第2条 繰越明許費。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条 債務負担行為の補正。債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費28万円の追加補正でございますが、これにつきましては一般会計同様職員の人件費の共済費にかかります負担率の改正による増ということ

で、28万円の追加補正でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項1目一般会計繰入金1,776万7,000円の減でございます。

次に、6款2項1目雑入でございますが、1,804万7,000円の増額でございます。この増額につきましては阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金に係りますところの剰余金が確定したことによります返還金でございます。

以上、相殺いたしまして計28万円の増、追加補正ということになります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたしますので、4ページをお開きいただきます。第2表繰越明許費款下水道事業費、項公共下水道事業費、事業名互理第5-1号汚水幹線（その3）工事（復交）2,821万円でございます。

同じく、互理第5-2号汚水幹線工事（復交）2,895万5,000円でございます。

続きまして、第3表債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。平成24年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金限度額17万円から14万円を減額し、3万円とするものでございます。なお、期間につきましては補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 平成24年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 平成24年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5

号)の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第42号 平成24年度互理町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議長(安細隆之君) 日程第25、議案第42号 平成24年度互理町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

[議案末尾掲載]

議長(安細隆之君) 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長(阿部清茂君) それでは、議案第42号 平成24年度互理町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

平成24年度互理町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ656万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億243万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明しますので、14ページ、15ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費でございますが、こちらにつきましては一般会計と同様に共済費の負担率の改定によりまして9万5,000円の増額補正を行うものでございます。

3項1目認定調査等費につきましては、平成20年9月まで介護認定の有効期間を延長したことに伴いまして認定調査に係る臨時職員の賃金、主治医意見書作成の委託料それぞれ200万円ずつ、合わせて400万円減額補正するものでございます。

5項1目介護保険運営委員会費5万8,000円の増額でございますが、予算的には2回ほど組んでおったんですが、2回とも開催終わりました、もう1回今月中に開催したいということで、その開催に伴っての増額補正でございます。

4款1項1目介護予防事業費につきましては2次予防の事業費の関係で事業費がほぼ確定したことに伴いまして把握事業、口腔ケアの関係の事業、それから運動機能向上の事業、それぞれ当初の額よりも大幅に減額となったことから307万円を減

額するものでございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、こちらにつきましても一般会計と同様に、職員の共済費について率の改定に伴い増額するものでございます。

5款1項1目基金積立金、これは利子でございます。1万円の増額補正でございます。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金、こちらにつきましては20万円の増額補正でございますが、死亡や転出等の増加に伴いまして還付金が生じることから今回増額補正するものでございます。

3項1目返還金、こちらにつきましては平成23年度まであった介護従事者処遇改善臨時特例交付金について2万6,000円ほど追加で返還が生じるため増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明しますので、8ページ、9ページお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては震災による減免の関係で保険料の減額補正4,743万1,000円を行うものでございます。一応、減免人数につきましては2,543名でございます。

3款2項1目調整交付金につきましては、現年度分特別調整交付金ということで、保険料の減額分、それと利用者負担における減免額の21%分ということで、合わせまして5,736万6,000円増額補正するものでございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業の関係でございますが、先ほど歳出で申し上げました2次予防事業の関係で307万円減額補正しております。その関係で交付金が減額されるもので、こちらについては307万円の25%分ということに金額になります。76万7,000円ということでございます。3目地域支援事業交付金包括的支援事業の関係でございますけれども、こちらにつきましては共済費の関係で人件費のふえた分、12万円の39.5%が来るようになりますので、4万7,000円ほど増額補正するものでございます。4目介護保険国庫補助金につきましては、平成23年度分の関係で平成24年度に入ってからさかのぼり減免した保険料、それから平成24年度になって審査された平成23年度分の利用者のサービスの利用の関係の免除分、それと平成23年度実績において国のほうから既にいただいていたんですが、実績額

に満たない金額で交付されたため、その不足分合わせまして774万1,000円、災害臨時特例補助金として補助が見込めますので補正するものでございます。

4款1項1目地域支援事業支援交付金でございますが、こちらにつきましては先ほど国の国庫支出金で申し上げました307万円分の県の支払い金の分の交付金で29%分ということで、89万円減額するものでございます。

5款4項1目地域支援事業交付金介護予防事業につきましては、国と同様に307万円の減額に伴いまして減額するものでございますが、県の負担割合が12.5%ということで、その金額38万3,000円減額するものでございます。2目地域支援事業交付金につきましては、こちら12万円の増に伴って県負担分の19.75%2万3,000円を増額するものでございます。

それから飛びまして、8款1項2目地域支援事業繰入金、その下の3項地域支援事業繰入金の包括分ということで、町のほうも県と同様の割合で負担することになりますので、負担の減額、それから増額分38万4,000円分のマイナスと2万3,000円の増額を行うものでございます。4目事務費繰入金につきましては、先ほど申し上げました認定調査費の関係で400万円ほど減額しておりますけれども、そちらの関係で、それと失礼しました、歳出で総務管理費一般管理費、それから介護保険運営委員会費等の経費、総務費合わせまして相殺しまして384万7,000円事務費分で減額するものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金1,806万9,000円の減でございますが、歳入歳出相殺しまして1,806万9,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 平成24年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成24年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第43号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第26、議案第43号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 議案第43号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ289万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,182万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費32万円の減額でございしますが、運営委員会、今回震災の影響と温泉、ただいま復旧工事中ということで、運営委員会6回予定していましたが、1回しか開催できないというはこびになったための減額でございします。

2款1項1目基金積立費321万8,000円の増額でございしますが、積立金としてわたり温泉鳥の海の基金利子積立金として1万8,000円。寄附として320万円を頂戴いたしましたので、そちらを基金として積み立てるものでございます。

続きまして、歳入のほう、ご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

2款1項2目基金運用収入1万8,000円の増額でございますが、こちらのほうは基金利子が確定したということでの1万8,000円の増額となっております。

2款2項1目32万円の減額でございますが、こちらのほう一般会計繰入金の減額でございます。

6款1項1目寄附金320万円の増額でございますがこちらのほうは基金の寄附金といたしましてアサヒビール株式会社様より300万円、亘理酒販組合より20万円の貴重なご寄附をいただいております。心よりお礼申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第44号 平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第27、議案第44号 平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第44号 平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億83万3,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費3万6,000円の増でございますが、共済組合負担金として率の改定に伴い増額するものでございます。

続いて歳入を説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目事務費繰入金3万6,000円を増額するものでございまして、人件費でございますので一般会計のほうから繰り入れさせていただくものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第45号 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算
（第4号）

議長（安細隆之君） 日程第28、議案第45号 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第45号 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。なお、今回の補正につきましては、職員人件費の共済費に係ります負担率の改定に伴うものでございます。

第1条 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出 第1款第1項営業費用、既決予定額7億1,200万2,000円に29万1,000円を追加し、7億1,229万3,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出 第1款第1項建設改良費、既決予定額2億2,370万5,000円に5万3,000円を追加し、2億2,375万8,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出1款1項1目原水及び浄水費の10万5,000円の追加補正につきましては職員人件費の共済費に係りますところの負担率の改定による増でございます。

1款1項2目配水及び給水費の10万2,000円の追加補正並びに4目総係費の8万4,000円の追加補正につきましても、同じく職員人件費の共済費に係りますところの負担率の改定による増額でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

資本的支出、1款1項2目拡張事業費の2万円の追加補正並びに改良事業費の3

万3,000円の追加補正につきましても職員人件費の共済費に係ります負担率の改定による増額でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 平成24年度亙理町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 平成24年度亙理町水道事業会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第46号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議長（安細隆之君） 日程第29、議案第46号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の97ページをお願いしたいと思います。新旧対照表のほうは21ページでございます。

議案第46号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

内容については、組合構成団体の減少に伴う組合議員の各選挙区における格差を是正するため、選挙区域並びに選挙する議員数において変更等の必要が生じたことから組合規約を変更するものでございます。

内容については98ページにあります。新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。こちらのほうで説明を申し上げます。

第3条 組合の共同処理する事務についての変更内容でございますが、これは昭和62年3月に財団法人宮城県市町村自治福祉協会が設立されておりました。本組合規約第3条第2号に掲げる地方自治意識の高揚を目的とする財団法人の設立に関することを共同処理する事務に加えましたが、当該財団は経済環境等の悪化により所期の目的達成が困難となったことから平成22年3月31日限り解散し、今後も財団法人を設立することがないので、規約であります第3条第2項を削除するものでございます。

次に第5条でございますが、これは組合の議会議員の定数及び選挙の方法について記載されたものでございますが、これは今回の市町村合併により構成団体数が減少しております。組合の議会の議員の選挙区において各選挙区の団体数に格差が生じているということで、これを是正するためおよそ4団体当たり1人の組合の議員を選出できるようにするため、次の任期に係る選挙から組合の議員の選挙区、選挙の区域及び当該選挙の区域から選挙する議員数を変更するものでございます。

この表が98ページ、別表第2でございます。

3点目の改正については、同じ第14条の退職手当を受ける者ということでの第1項でございますが、退職手当を受ける者の規定について14条第1号に企業長を加えるものでございまして、これは構成団体の1つでありますみやぎ県南中核病院企業が企業長を設置することによりまして必要が生じたので改正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 宮城県市町村職員退職
手当組合理約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第47号 亙理名取共立衛生処理組合理約の変更につ
て

議長（安細隆之君） 日程第30、議案第47号 亙理名取共立衛生処理組合理約の変更につ
いての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書100ページ、資料については23ページを参照願
います。

議案第47号 亙理名取共立衛生処理組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、亙理名取共立衛生処理組合理約を別紙
のとおり変更することについて同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの
でございます。

今回の組合の規約の変更については、組合の議会の議員に対する報酬規定につい
て、これまで規約で規定したものを県の指導によりまして条例で規定することに定
める必要が生じたことによりまして、組合理約の一部を変更するものでございま
す。

次の101ページにその内容が書いておりますので、23ページの表で簡単にご説明
をさせていただきたいと思っております。

現行では第7条に議員の報酬ということで、組合議員は非常勤とし、報酬は支給

しないという文言については削除を今回するものでございます。削除するということは今まで議員の報酬については費用弁償を支給していたものが、県の指導によりまして条例で支給するようになりますので、規約は削除ということでございます。

そういうことから、第7条が削除されることによりまして、条ずれが発生しますので、8条、9条についてはそれぞれ1項ずつ繰り上がるということでございます。

第9条、旧法の現行の第9条第6項に管理者及び副管理者には報酬を支給しないという文言についても今回の改正で削除するものでございます。

現行で第10条から第13条条文について条ずれが発生しますので、第9条から第12条に改めて、別表については第13条が第12条に変更するものでございます。

特に、今回の改正について中身がほとんど見えないわけですが、亘理名取共立衛生処理組合で特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、今後構成2市2町の規約の議会の議決を経た後に改正する予定になっています。従来までは、費用弁償で払っていた報酬につきまして、今回は条例を改正して報酬ということで支給するという事で、議員さん方にそれぞれの報酬になるということでございます。

ちなみに、今までは費用弁償8,800円、議会があるごとに支給しておりましたが、今回は議長職と副議長議員について、議長と副議長に格差をつけるということでございまして500円の格差をつける予定で、1万1,000円と1万500円という形になります。

この額の妥当性については2市2町で十分協議を済ませていただいて、今まで費用弁償だと税の対象にならないわけですけれども、報酬支給になると源泉徴収が伴うということで、従来の費用弁償で払っていた8,800円を下回らない金額で調整をしていただきたいと構成市町からの申し出によりまして、この額が決定されたということでございまして、今後の組合の3月定例議会で条例を改正する予定になっています。内容については以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 亙理名取共立衛生処理組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 亙理名取共立衛生処理組合規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（安細隆之君） 日程第31、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、亙理町逢隈十文字字佐渡188番地、氏名佐藤徹郎氏、生年月日昭和23年3月8日でございます。

佐藤氏におきましては任期が平成25年6月30日で満了するため、引き続き人権擁護委員として再び推薦いたしたいと提案いたすものでございます。次ページに経歴書等がありますので、ご参考に願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は原案のとおり答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時02分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 四 宮 規 彦

署 名 議 員 高 野 進